資料５

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成３１年３月５日（火）

福祉基盤課

目　　次

重点事項		頁
第1	社会福祉法人制度改革等について	
1	社会福祉法人制度改革の趣旨・概要	1
2	平成31年度末までの評議員の経過措置に係る対応について	1
3	特定社会福祉法人における会計監査人の設置義務等について	2
4	社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について	3
5	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について	4
6	「社会福祉法人会計基準」等の改正について	8
7	会計専門家による支援について	8
8	「地域における公益的な取組」の推進について	9
9	法人に対する指導監査の適正な実施について	10
10	社会福祉法人制度改革に関連する平成31年度予算額（案）について	11
11	法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について	15
12	規制改革実施計画に関する対応について	15
13	未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討について	17
14	法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について	18
第2	社会福祉施設等の防災対策等について	
1	社会福祉施設等の耐震化等の推進について	19
2	社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について	21
3	社会福祉施設等の被災状況の把握等について	23
4	災害福祉支援ネットワークの構築の推進について	23
5	福祉避難所の役割・機能に関する周知について	26
6	社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について	27
7	社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	28
8	社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について	28

第３　社会福祉施設の運営等について

1　福祉サービス第三者評価推進事業について　29

2　福祉サービスに関する苦情解決の取組について　30

第４　感染症の予防対策について

1　今冬のインフルエンザ対策について　31

2　ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について　31

第５　独立行政法人福祉医療機構について

1　福祉貸付事業について　34

2　福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について　37

3　社会福祉施設職員等退職手当共済事業について　39

4　福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について　40

5　社会福祉振興助成事業について　41

参考資料

1　平成30年度会計監査人等設置状況　42

2　平成30年度社会福祉充実計画策定状況　43

3　計算書類等をシステムに登録していない法人数等（都道府県別）　44

4　災害時の福祉支援体制の整備について（通知）　45

5　災害福祉支援体制の構築状況（青森県）　52

6　災害福祉支援体制の構築状況（群馬県）　65

7　災害福祉支援体制の構築状況（静岡県）　71

8　西日本豪雨災害における 災害派遣福祉チームの活動について（岡山県提供資料）　80

9　社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について（事務連絡）　92

10　第三者評価の受審数等の状況　95

重　点　事　項

第１　社会福祉法人制度改革等について

１　社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、平成 28 年３月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

①　経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）

②　事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）

③　財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）

④　地域における公益的な取組の責務化

⑤　行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において、上記の制度改革事項を着実に実施するとともに、必要な取組を進めていただきたい。

２　平成 31 年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来７名以上の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が４億円以下の法人については、平成 32 年３月末までの間、４名以上とすることができる経過措置を設けている。

既に評議員の確保に向けた検討を始めている法人も多くあるが、地域により取組状況に差が見受けられるため、今後、経過措置適用法人が経過措置期間の満了までの間に評議員を円滑に確保できるよう所轄庁においても法人からの相談に応じるとともに、評議員の確保に向け、計画的に支援を行っていただきたい。

また、各地域の社会福祉協議会に対しても法人からの相談窓口の設置や評議員となれる人材に関する情報を提供できる体制を整えるよう別途依頼することとしているので、所轄庁においてもこれと連携の上、法人に対する支援に特段の御配慮をお願いしたい。

３　特定社会福祉法人における会計監査人の設置義務等について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第２号第１様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第３号第１様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

平成 30 年度においては、参考資料１のとおり、特定社会福祉法人については 326 法人、会計監査人の設置義務のない法人については 99 法人が設置済みとなっている（平成 30 年７月 31 日現在）。

なお、会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

① 平成 29 年度に会計監査を実施した社会福祉法人を対象とした調査（有効回答数 520 法人）、

② 収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人で①以外の法人を対象とした調査（有効回答数約 1,580 法人）

を、二段階で実施したところであり、現在、調査の集計・分析を行っている。その結果については、追ってお知らせするので御了知いただきたい。

なお、平成 30 年 11 月 2 日付け事務連絡でお示ししているとおり、会計監査人の設置基準を収益 20 億円超又は負債 40 億円超への引下げについて、平成 31 年４月からは行わないこととしているので、併せて御留意いただきたい。

また、社会福祉協議会における退職共済事業に関しては、平成 30 年度においては、会計監査人の確保や設置手続、必要な財源の確保のための掛金の見直し等、特別な事情が生じることも想定されることから、やむを得ない場合に限り、1 年間を限度に特定社会福祉法人の判定対象から除外していたところ、平成 31 年度からは対象とすることとしているので、御留意いただきたい。

４　社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の２の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や使途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度６月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

平成 30 年度においては、参考資料２のとおり、全体の法人の約 11.2%（2,192 法人）に、総額約 4,939 億円の社会福祉充実残額が生じ、これに応じた社会福祉充実計画が策定されているところである。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、平成 31 年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、平成 31 年６月 30 日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、平成 30 年度決算の見込みを踏まえつつ、平成 31 年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

※　平成 31 年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に、「「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正について」を行った上で、建設工事費デフレーターの値を更新するなどの変更を行う予定である。

併せて、平成 30 年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年１月 24 日付け雇児発 0124 第１号、社援発 0124 第１号、老発 0124 第１号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関するＱ＆Ａ」を参照されたい。

５　「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「システム」という。)については、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任の強化を図る観点から、平成 29 年４月１日に施行された法第 59 条の２第５項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として運用を行っているところである。

システムは、本年１月 31 日現在で、20,818 法人が登録し、このうち、20,525 法人(98.6%)がシステムを通じて現況報告書等の届出を行ったところである。

各所轄庁におかれては、システムの円滑な運用及びシステムを通じた届出の推進に対して御理解、御協力をいただき感謝申し上げる。

一方、一部の法人については、システムの届出内容において、貸借対照表の借方・貸方の金額が一致していない場合や、各計算書類の勘定科目間（資金収支計算書及び事業活動計算書の科目間や、事業活動計算書の「当期活動増減差額」及び貸借対照表の「次期繰越活動増減差額」等）において金額が一致していない場合などの不整合が生じている状況が見受けられる。

このため、平成 30 年 11 月 19 日付け事務連絡「平成 30 年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの未活用」及び「計算書類の不整合」に関する調査の実施について」及び平成 31 年 1 月 28 日付け事務連絡「平成 30 年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係る今後の対応について（依頼）」において、各所轄庁に対して、不整合の修正等について連絡したところ、平成 31 年 1 月 31 日時点において 318 法人で修正報告がされている。（参考資料３参照）

一方、現在修正が完了していない法人についても、３月末までに修正完了予定としている法人を合わせると、696 法人と報告されており、御協力に感謝申し上げたい。平成 31 年度の報告においても、国民に正確な情報開示を行う観点から、全ての法人が正しい計算書類を作成できるよう、引き続き法人の届出内容の確認について御協力をお願いする。

また、来年度のシステムについては、アンケート調査の中で、「届出期間内に届出が間に合わなかった」、「計算書類の不整合に気付かなかった」、「システム入力の仕様を改善して欲しい」などの御意見があったことも踏まえ、一部既に連絡しているものもあるが、以下のとおり変更を予定している。

① 入力フォームのダウンロードについて４月１日から開始する。

② 定款、役員名簿、役員等報酬基準、監事監査報告等についてシステムでの届出ができるようにする。

※ これにより、基本的に紙での届出を必要とせず、システムによる届出で完結できる仕様となる予定。

③ エラー等のチェック項目を追加する。（貸借対照表の貸方・借方の不一致、事業活動計算書の前期繰越活動増減差額と当期繰越活動増減差額の不一致等）

④ 計算書類と連携している「現況報告書」の前会計年度における事業等の概要の拠点区分・事業区分を変更した場合や、「勘定科目設定」において勘定科目の加除修正を行っても、既に入力されている計算書類のデータが消去されないようにする。

その他、31 年度の報告に向けて、システム入力における留意事項や、上記③でも記載したように入力フォームにおいて不整合等と認識された際に表示されるエラーや警告について、その理由や警告が表示された際に所轄庁として対応すべきことについて、まとめた資料を後日送付することを予定している。

来年度のシステムに係るスケジュールについては、福祉医療機構より、各所轄庁、法人に対して既に連絡しているところであるので、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」（https://www.int.wam.go.jp/sec/zaihyou/）も適宜御確認いただき御対応頂きたい。

※　社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの運用スケジュール

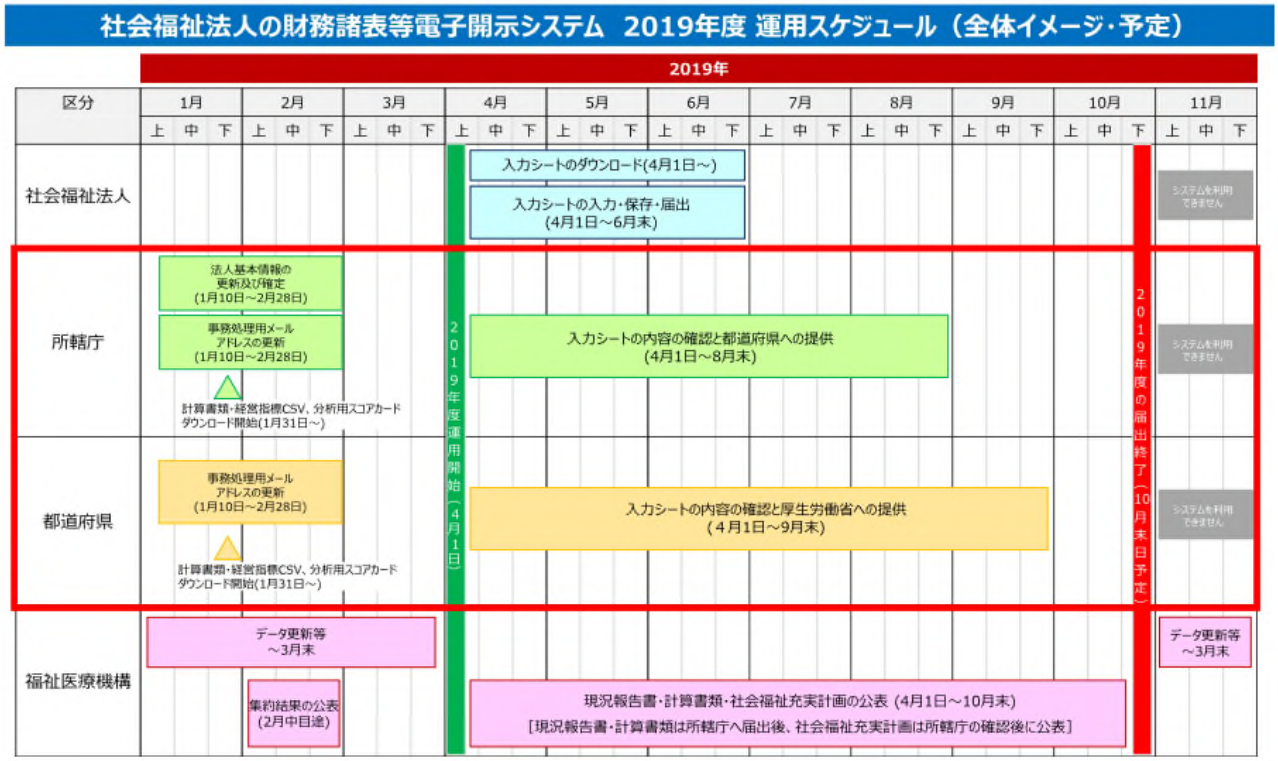

併せて、現況報告書等の提出期限である６月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていただきたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NET の「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらの活用をお願いする。

また、今後、平成 30 年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果を掲載するので参考とされたい。既に連絡しているとおり、システムにおいて各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容を CSV データでダウンロードすることができる機能も用意しているので、併せて法人運営の分析等に活用されたい。

さらに、今年度のシステムの運用状況を踏まえ、現況報告書等の記載要領の明確化等のため、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年３月 29 日付け雇児発 0329 第６号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）の改正通知等について、３月中を目途に発出する予定であるので御了知願いたい。

システムについては、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図りつつ、国民にインターネット等を通じて、国民がアクセスのしやすい形で、迅速に情報提供できるようにするといった趣旨であることを踏まえ、システムによる届出の推進や、国民に正確な情報開示を行う観点から届出内容の確認等について、引き続き御協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

６　「社会福祉法人会計基準」等の改正について

「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 25 号）により、退職共済事業等に係る会計処理の明確化のため、新たな勘定科目が追加されたことに伴い、関連通知も改正し、平成 30 年４月１日より適用されているので、退職共済事業等の会計処理の取扱いについては改めて御留意いただきたい。

また、企業会計基準において税効果会計に係る会計基準が改正されたことなどに伴い社会福祉法人会計基準についても当該改正内容の反映を含めた関連通知の一部改正を年度内に予定しているので、御了知いただきたい。

７　会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年４月 27 日付け社援基発 0427 第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の２つの区分により実施していただくこととしている。

①　将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

・　法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

②　適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

・　経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各所轄庁におかれては、管内の法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

８　「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第２項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年１月 23 日付け社援基発 0123 第１号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。

所轄庁におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業において、好事例の収集等を行っており、年度内に報告書を取りまとめ、ＨＰに公表する予定としているので、当該報告書も活用されたい。

９　法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 30 年４月 16 日に改正した「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年４月 27 日付け雇児発 0427 第７号、社援発 0427 第１号、老発 0427 第１号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化し（ローカルルールの是正)、指導監査の効率化・重点化を図るという趣旨を踏まえ、今後とも適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、監査実施要綱通知については、指導監査に係る運用の適正化を図るなどの観点から、関係団体及び自治体からの意見を踏まえ、必要に応じて改正することとしている。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、今年度に引き続き、来年度も、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、指導監査実施要綱・ガイドライン等に関する研修会の開催を６月頃に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。研修会に係る案内、出席者の正式な登録依頼については、今年度中に送付する予定である。

なお、平成 31 年度研修会については、平成 30 年度と同様に一般市の所轄庁担当者を対象としていないため、各都道府県におかれては、本研修会の内容を踏まえ、一般市担当者向けの伝達研修の実施についても併せて御協力をお願いする。

１０　社会福祉法人制度改革に関連する平成31年度予算額（案）について

（１）「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成31年度予算額（案）:1,228,180千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度に創設したところであるが、平成31年度においても、事業の拡充を図った上で、これを継続することとしている。

平成31年度における拡充内容については、

ア　実施主体に一般市区を追加

イ　法人間連携プラットフォームで行う福祉・介護人材確保の取組に、共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言等を追加

ウ　ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化を図るため、別法人を立ち上げる場合等に一定額を加算する措置を追加（初年度限り）

等を予定しており、追って実施要綱等の改正を行うこととしている。

各自治体におかれては、本年３月上旬を目途に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を行う予定としているので、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業を一層積極的に活用していただきたい。

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充【推進枠】

【要旨】　〔　平成31年度予算額案：1,228,180千円（627,900千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）　〕

○　小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
○　特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
○　このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
○　また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
○　なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】

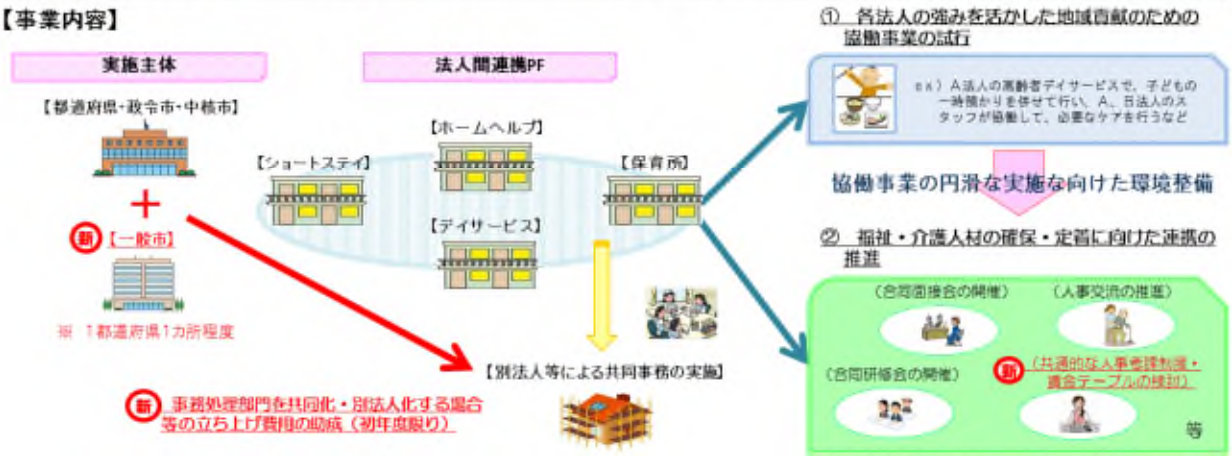

平成31年度における「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の執行方針について

1．実施主体

指定都市・中核市に加え、一般市にまで対象を拡充

○　都道府県、市（特別区を含む）、都道府県等が適当と認めた団体

※1　都道府県等が実施する場合は、社会福祉協議会、経営者団体等の法人に委託可。
※2　都道府県等が適当と認めた団体が実施する場合は、都道府県等を通じた間接補助。
※3　一般市については、1都道府県当たり1か所程度とする。

2．事業内容

下線部について、事業内容を拡充

○　次に掲げる取組を実施する。

（1）法人間連携プラットフォームの設置
　都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。

（2）複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ
　法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子どもの一時預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。

（3）福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進
　法人間連携プラットフォームにおいて、（2）の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催	職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
人事交流の推進	適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言（新規）	合同福利厚生事業の実施（新規）　等

（4）　ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化（新規）
　ネットワーク参画法人の事務職員が、共同で報酬請求事務等を処理するための別法人を立ち上げる場合等に、その立ち上げ費用（事務所費用や備品購入費用等）を助成。（初年度限りの支援）

3．国庫補助率

○　定額

4．国庫補助基準額

○　1の法人間連携プラットフォーム当たり、400万円を基本。

○　ただし、法人間連携プラットフォームの設置箇所数の上限は、次のとおりとする。
（1）都道府県が実施する場合：5箇所程度
（2）指定都市が実施する場合：3箇所程度
（3）中核市が実施する場合：2箇所程度
（4）一般市（特別区を含む。）が実施する場合：1箇所程度

○　また、2．事業内容の「（4）ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化」に取り組む場合には、上記に加え、1の法人間連携プラットフォームにつき、320万円を加算する。（初年度限り）

（２）「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の継続

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」（平成 31 年度予算額（案）：100,000 千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー）については、会計監査人導入の意義・効果について検証等を行うため、会計監査人の設置義務のない法人に、会計監査人をモデル的に設置する事業として、平成 29 年度から実施しているところである。

平成 31 年度においては、収益 10 億円又は負債 20 億円規模の法人を中心に、本事業を引き続き行うこととしている。

各自治体におかれては、本年３月上旬を目途に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を行う予定としているので、御了知の上、会計監査人の円滑な導入が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

なお、これまでに本事業による補助を受けた法人については、平成 31 年度の補助対象とならないので、御留意いただきたい。

会計監査人設置モデル事業

○　改正社会福祉法の施行により、平成29年度以降、収益30億円又は負債60億円超の社会福祉法人に対し、会計監査人の設置が義務付けられているところ。また、今後、この設置義務対象については段階的に引き下げていくことを予定している。
○　これに伴い平成29年度から、会計監査人設置義務のない社会福祉法人を対象に、モデル的に会計監査人を設置し、その導入効果等の検証等を行う「会計監査人設置モデル事業」を実施している。
○　段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしているが、収益10億円又は負債20億円超の社会福祉法人については、収益20億円又は負債40億円超の社会福祉法人に比し、会計監査の実施率が低いことから、さらに導入効果の検証を行っていく必要がある。
○　このため、平成３１年度においても、会計監査人の設置の義務付けを円滑に進めていくため、収益10億円又は負債20億円超の社会福祉法人を中心に会計監査人導入の意義・効果について、さらに事例を収集し、その検証を深めていくことを目的として、本モデル事業を引き続き実施する。

【事業内容】

※　平成31年度においても収益10億円又は負債20億円規模の法人を中心に、50法人程度で実施予定。

【法人からの報告内容】

導入のメリット	導入に当たっての課題
・経営体制の効率化 ・会計業務の効率化 ・社会的信頼性の向上 ・法人の内部統制の強化　等	・会計監査人の受入に係る事務処理体制 ・費用負担 ・会計監査人の選任に当たっての法人からのアクセス　等

これらの成果については、国において検証・集約を行い、わかりやすく整理した上で、法人にその導入効果等を周知し、会計監査人に対する理解を促進

【平成３１年度予算額（案）】
100,000千円

１１　法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成 23 年６月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額 30 万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の 1/5 以上　等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は、厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html）を参照のこと。）

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。

１２　規制改革実施計画に関する対応について

内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成 28 年９月から平成 29 年５月までの間、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせや介護サービス供給の在り方に関する見直しなど、介護サービス分野に関する規制改革事項について議論が進められ、この中で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するための福祉サービスの第三者評価事業の改善方策や、介護事業の展開促進のための福祉医療機構による融資に係る担保設定の在り方等について議論が進められたところである。

これを受け、平成 29 年６月には、これらの議論の結果が規制改革実施計画（平成 29 年６月９日閣議決定）として取りまとめられ、次の介護事業の展開促進・業務効率化の促進に係る事項については、平成 30 年度中に措置することとされている。

※　規制改革実施計画（「介護事業の展開促進・業務効率化の促進」部分抜粋）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置
22	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置

（１）法人の基本財産への担保設定の在り方の見直しについて

法人が民間金融機関から単独で基本財産を担保に融資を受ける場合の所轄庁の承認については、関係者とも協議の上、以下の条件を満たす場合に不要とする予定である。

・　社会福祉施設の整備に対する融資であること

・　法人が自治体の施設等担当部局の意見書(※)を所轄庁に届け出ること

今年度中に、局長通知「社会福祉法人の認可について」の一部改正等により通知する予定であるので、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

(※)　意見書については、現在、福祉医療機構からの貸付を受ける際に自治体の施設整備部局で作成し、法人が福祉医療機構に提出しているものを参考にしつつ、所轄庁へ提出することを前提とした意見書様式を別途事務連絡でお示しする予定。その他、当該事務の取扱いに関する Q&A も併せてお示しする予定。

（２）福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直しについて

福祉医療機構の融資対象物件に対する抵当権の設定の在り方については、今年度中に、その検討結果を福祉医療機構の HP 等において公表する予定であるため、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

１３　未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討について

昨年１１月、経済政策の方向性に関する中間整理（平成 30 年 11 月 26 日未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議）が取りまとめられ、その中で、社会福祉法人の経営合併、経営統合等に関する検討が求められている。

また、国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、大臣を本部長とする「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を立ち上げ、厚生労働省として検討を進めているところであり、その中で、社会福祉法人の経営の大規模化・協働化に関する検討を進めることとしている。

「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成 30 年 11 月 26 日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）

（複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等）

・　経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

一般的に、経営統合や運営の協働化等は、利用者や地域のニーズへの対応や、職員の処遇改善や人材確保・定着に資するなどのメリットが考えられ、厚生労働省としても、今年度から「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を創設するなどの取組を進めているところであるが、今後、こうした指摘等も踏まえつつ、希望する法人が他法人と円滑に連携していくための環境整備等について、本年夏頃を目途に一定の方向性を得ることを目標に、検討を行うこととしているので、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

１４　法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATF では、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として 2012 年に第４次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、本年中に審査団による訪日審査が予定されている。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

（1）FATF勧告の内容

○　非営利団体（NPO）に対する勧告の内容は以下の通り。

8. 非営利団体
各国は、テロリズムに対する資金供与のために悪用され得る団体に関する法律・規則が十分か否かを見直すべきである。
非営利団体は特に無防備であり、各国は、これらが以下の形で悪用されないことを確保すべきである。
（a）合法的な団体を装うテロリスト団体による悪用
（b）合法的な団体を、資産凍結措置の回避目的を含め、テロ資金供与のためのパイプとして用いること、及び
（c）合法目的の資金のテロリスト団体に対する秘かな横流しを、秘匿・隠蔽するため
に用いること。

（2）勧告に対する具体的な対応策

○　勧告に対する具体的な対応策として、以下の項目が挙げられている。（「FATF勧告の解釈ノート」より）
（a）「テロ資金供与の問題に関するNPO部門へのアウトリーチ」
→国において普及啓発を行うことが必要
（b）「NPO部門の監督または監視」
→役員等の情報を入手可能とすることや、財務諸表の作成の徹底及び公表等を行うことが必要
（c）「効果的な情報収集及び捜査」
→NPOに関する情報（運営・管理）について、捜査機関等との情報共有等を行うことが必要
（d）「懸念のあるNPOに関する情報についての国際的な要請に対応する効果的な能力」
→テロ資金供与等の疑いのあるNPOに関する情報について、国際的な提供要請に応えることが必要
○　特に（b）など、社会福祉法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

（3）今後の予定

2019年秋頃　　審査団による訪日審査
2020年　　FATF全体会合、対日審査報告書の公表

第２　社会福祉施設等の防災対策等について

１　社会福祉施設等の耐震化等の推進について

（１）社会福祉施設等の耐震化等関係予算について

昨年は、平成 30 年 7 月豪雨や台風 21 号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）を取りまとめている。（官邸ホームページ：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html 参照）

この緊急対策において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成 30 年度第２次補正予算及び平成 31 年度予算（案）において、所要の財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資についても引き続き実施することとしている。

以上を踏まえ、各都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

（参考１）

（社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等）
平成３０年度第２次補正予算（案）　１７２億円
平成３１年度予算（案）　３４３億円
・ 児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

（参考２）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設
融資率	（通常）７０～８０％ →　（耐震化・スプリンクラー等）９５％ （高台移転）９５％
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）　基準金利同率（措置期間中無利子） （高台移転）　無利子

※　高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施。

（２）社会福祉施設等の耐震化状況等について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 30 年９月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）、平成 29 年３月時点の耐震化率は 90.3%（20.0 万棟／22.2 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、平成 30 年度末時点について調査する予定であるので、引き続き御協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多数利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率について、2020 年度までに約 95%まで向上させることを達成目標としている。

２　社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年８月 20 日付け 27 文施施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第１号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年５月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等の避難確保計画の作成状況及び訓練の実施状況等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、あらゆる機会を通じて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しており、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

また、平成 28 年台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなったことを受けて、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日付け老総発 0131 第 1 号、老高発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老老発 0131 第 1 号）により、非常災害計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、当該点検結果の集約をお願いしていたところである。

今般、これらの集約結果を踏まえ、厚生労働省各施設所管課より、各都道府県あて、改めて指導・助言の徹底をお願いしているところであるので、各都道府県におかれては、社会福祉施設等に対して、

① 非常災害計画や避難訓練の必要性等に関する周知

② 施設の立地に応じて起こりうる災害に対応した計画の策定

等について、一層の指導・助言をお願いする。

３　社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年２月 20 日付け雇児発 0220 第２号、社援発 0220 第１号、障発 0220 第１号、老発 0220 第１号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、当該情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれては、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いする。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、今年度中を目途に、昨年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、御了知いただきたい。

４　災害福祉支援ネットワークの構築の推進について

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中で、被災者に対して医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援を確保していくことが求められている。

こうした中、「災害福祉支援ネットワーク」については、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった配慮を必要とする者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、現在までのところ、24 の都府県（平成 30 年５月現在）において構築されている。

平成 30 年７月豪雨の際には、岡山県内の避難所において、６府県の災害派遣福祉チームが、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げていただいたところであるが、今後、南海トラフ地震等大規模災害の発生のおそれがあることを踏まえれば、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、全国においてネットワークの構築を図るとともに、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことが重要である。

こうした観点から、厚生労働省においては、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、取組の周知、促進を図る観点から、昨年５月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年５月 31 日付け社援発 0531 第１号厚生労働省社会・援護局長通知。参考資料４参照。）を策定したところである。

各都道府県におかれては、当該ガイドラインを参考としつつ、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組の一層の促進をお願いしたい。

なお、平成 30 年７月豪雨の際に、災害派遣福祉チームが支援活動を展開した青森県、群馬県、静岡県、岡山県においては、下表のとおり県内のネットワーク構築を進めている。これらの県から御提供いただいた設置要綱等を参考資料として掲載しているので、こうした取組を進める上での参考とされたい。（参考資料５～８参照）

また、各都道府県において、関係団体によるネットワーク会議の開催、災害派遣福祉チームの組成に向けた訓練・研修など、災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組を行う場合には、「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業。「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」から改称予定。）の補助対象となるので、積極的な活用をお願いする。

さらに、厚生労働省においては、平成 31 年度予算（案）に、災害派遣福祉チームの活動内容の標準化、質の確保を図るため、「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修事業」の実施に必要な経費を計上しているところであるが、研修の日程や内容等の詳細は今後検討の上、お知らせするとともに、今後、受講者の推薦を依頼する予定であるので、各都道府県におかれては、御了知の上、御協力をお願いしたい。

（参考）青森県、群馬県、静岡県、岡山県における災害福祉支援ネットワークの構築状況概要

		青森県	群馬県	静岡県	岡山県
災害福祉支援体制	体制の運営主体	青森県	群馬県、群馬県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会	岡山県社会福祉協議会
	体制の構築団体数	16団体	23団体	15団体	
	平時における取組	①市町村、関係機関・団体との協力体制構築 ②チーム活動の周知 ③チーム員の募集、研修、登録 ④会員、法人、施設等への周知、啓発	①ネットワーク会議の開催 ②チーム員の募集、登録 ②研修・訓練の実施 ③関係機関（行政・地域防災組織等）との連携体制の構築	①ネットワーク会議の運営 ②効果的な災害福祉広域支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり等 ③県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築 ④静岡DCATの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理 ⑤静岡DCAT登録者に対する訓練研修 ⑥静岡DCAT派遣に係る活動環境整備 ⑦静岡DCAT受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修 ⑧支援活動に関する周知、啓発	①災害派遣福祉チーム（DWAT）推進会議の開催 ②チーム員の募集、登録 ③登録チーム員による研修等の実施
	災害発生時の取組	①被害情報の収集 ②被災市町村、関係機関との連絡調整 ③青森DCATの派遣の判断、設置 ④費用負担に係る調整 ⑤青森DCATの派遣調整、派遣者のとりまとめ ⑥活動に必要な資機材の調整	①構成員等の緊急参集 ②被災状況等の把握 ③他自治体との連絡調整 ④チームの派遣調整、派遣者のとりまとめ	①被害情報の収集 ②県・関係機関との連絡調整 ③ネットワーク構成団体及び関係各所との連絡調整 ④市町村の派遣要請に基づく静岡DCATの派遣調整・手続き等 ⑤派遣に係る費用負担の調整 ⑥その他、派遣に関して必要な事項	平成30年度中に県と社会福祉協議会の間でチーム派遣に関する協定を締結予定であったが、平成30年7月豪雨災害が起こり、急遽チーム派遣が必要な事態となったため、協定未締結のまま県が派遣要請を行った。 協定については今後締結予定
災害派遣福祉チーム	災害派遣福祉チームへの登録方式	①青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書を県に提出 ②協力施設等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結 ③青森県社協が実施する登録時研修を修了	①所属事業所等による推薦書の提出 ②推薦された本人によるエントリーシートの提出 ③登録研修の受講	①支援協力申出書を静岡県社会福祉協議会会長あてに提出 ②事務局が主催する養成研修を修了	①推薦書の提出 ②災害派遣福祉チーム員養成研修を受講
	災害派遣福祉チームの編成方式	①青森DCAT登録員の中から派遣可能な職員について協力法人等と調整。 ②派遣可能なチーム員でチームを編成。	①協力団体等に派遣の可否を確認 ②派遣が可能なチーム員でチームを編成	①静岡DCAT登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整 ②静岡DCATを編成	詳細については検討中であり、以下は想定 ①県内を4地区に分け、各地区において先遣隊（又はチームリーダー）を事前に選定 ②状況に応じた先遣隊の派遣メンバーやチーム員の構成等を図っていく予定
	チーム員の資格要件	福祉・介護の専門職員（3年以上の実務経験者で、原則として登録時研修を受講した者）	福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）	リーダー：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 チーム員：保育士、精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等	県内の福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等）を中心に、相談支援業務に携わっている職員や災害福祉支援の経験のある職員等で、各所属の施設から推薦のある職員

５　福祉避難所の役割・機能に関する周知について

近年、多くの自然災害が発生する中で、災害時要配慮者に対する支援体制の確保の重要性が増してきている。

災害時要配慮者の支援体制については、前述の災害福祉支援ネットワークの下での災害派遣福祉チームによる応急的な支援だけではなく、一定期間、継続的に必要な支援を提供できる体制を有する福祉避難所の確保も求められる。

○　福祉避難所とは、災害対策基本法施行令（昭和 36 年法律第 223 号）第 20 条の６第５号において、避難所の種類の一つとして、次のように定義されている。

※　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

○　具体的な福祉避難所の機能については、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）において、次の基準が定められ、これに適合するものを市町村長が指定することとされている。

・　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

・　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

・　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

○　さらに、福祉避難所の運営の詳細については、平成 28 年４月に、福祉避難所に対する理解の促進、設置の推進等を図る観点から、内閣府において、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf）が策定されている。

こうした中、社会福祉施設等については、市区町村から福祉避難所の指定を受けている場合や、福祉避難所への介護職員等の派遣に関して、市区町村との協定等を締結している場合など、地域における福祉避難所の確保に当たっても、重要な役割を担っている。

このため、各都道府県におかれては、地域において災害時要配慮者に必要な支援体制の構築を図るため、福祉部局としても、平時の段階から、防災部局及び管内市区町村とも連携を図りつつ、福祉避難所の所在や役割、機能について、社会福祉施設等に対し、積極的に周知を図るとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」も踏まえつつ、関係団体に対し、福祉避難所の設置に向けた協力を依頼するなど、必要な助言又は支援に努められたい。

６　社会福祉施設等における事業継続計画（ＢＣＰ）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点からは、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」を策定することが有効であることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定に向けた積極的な取組について、御指導をお願いしたい。

なお、BCP の策定に当たっては、北海道胆振東部地震による大規模停電等を踏まえ発出した「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知。参考資料９参照。）における点検項目なども参照されたい。

７　社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査については、平成 30 年３月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

また、今般のアスベスト使用実態調査の公表については、結果がとりまとまり次第公表することとしている。また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

（参考）独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	７０～７５％　→　７５～８０％
利率優遇	通常利率から△０．０５～△０．４％

８　社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について

社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第５号・障発 0721 第２号・老発 0721 第２号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用について御配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知に御協力いただくようお願いしているところであり、引き続き御協力をお願いしたい。

第３　社会福祉施設等の運営等について

１　福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。（参考資料 10 参照）

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成 26 年４月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を全部改正したところである。さらに、平成 30 年３月に先般の社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成 29 年６月９日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、一部改正を行っている。

また、内容評価基準については、平成 30 年９月に新たに救護施設に係る基準を制定している。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただきたい。

さらに、平成 31 年度からは認証機関は更新制となり、直近３ヶ年度における評価件数が 10 件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

《参照通知等》
・「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
・「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
（平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
・「保育所における第三者評価の実施について」
（平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
・「障害福祉サービス事業所等 における第三者評価の実施ついて」
（平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
・「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）
・「救護施設における第三者評価の実施について」
（平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知）
・全国社会福祉協議会ホームページ
http://shakyo-hyouka.net/（第三者評価事業トップ）
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf （事業者向けパンフレット）
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf （利用者向けパンフレット）

２　福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、平成 31 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるので、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう、御配慮をいただきたい。

第４　感染症の予防対策について

１　今冬のインフルエンザ対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 30 年 11 月 27 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

（参考）
○厚生労働省ホームページ
・平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/
・インフルエンザの基礎知識
http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html
・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf
・インフルエンザＱ＆Ａ（平成 30 年度）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html
・啓発ツール
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html
・高齢者向けリーフレット
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

○国立感染症研究所ホームページ
・http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html

２　ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について」
（平成 30 年 12 月 14 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
（平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
（平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
・「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
（平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
（平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
（平成 29 年 6 月 16 日医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
（平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）
・Ｃ型肝炎について（一般的なＱ＆Ａ）（平成 26 年 7 月改訂）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
・Ｂ型肝炎について（一般的なＱ＆Ａ）（平成 26 年 7 月改訂）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
・肝炎の予防に関する情報
http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html
・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

第５　独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「ＷＡＭ　ＮＥＴ」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続き御協力をお願いしたい。

１　福祉貸付事業について

（１）平成 31 年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、子育て安心プラン等に基づく施設整備など、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。また、安定した施設経営の観点から、民間金融機関との協調した融資を徹底している。

平成 31 年度予算（案）においては、保育や介護の受け皿を整備、推進するために必要な資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定（下記参照）であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

《貸付条件の改善内容》

① 新規事項

○ 津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置の再編（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の創設）

・ 現行の優遇融資を再編し、防災・減災等に係る融資条件の優遇融資を創設する

・ 耐震化整備等を伴う補助事業については、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中を無利子とし、優遇期間を恒久化

○ 働き方改革に資するＩＣＴ・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加

・ 介護医療院を融資対象に追加

○ 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充

・ 会計監査人の導入費用等について、貸付利率を優遇

（融資率：90％、貸付利率：基準金利＋0.3％）

② 継続事項

○ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

・ 優遇期間を平成 31 年度まで延長

（融資率：75～80％，貸付利率：基準金利～基準金利＋0.1％）

（２）協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成 20 年度から設けているところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

（３）意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、平成 31 年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

２　福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等に資するための「ガバナンス診断プログラム」や財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「経営分析プログラム」などのコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びＷＡＭ ＮＥＴに掲載しているので、参照されたい。

- 機構ホームページ（https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/）
- ＷＡＭ ＮＥＴ（https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open）

（参考）機構の経営サポート事業の概要（平成 30 年度実績・見込み）

１．リサーチ業務

・各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】　（機構のホームページに掲載）

・平成 30 年度介護報酬改定の影響に関するアンケート調査の結果について
・平成 29 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
・平成 29 年度福祉・医療施設の建設費について
・平成 29 年度社会福祉法人の経営状況について　　など

・社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的（四半期に 1 度）公表。病院および医療法人の現場の経営実感を定期的（四半期に 1 度）に調査する「病院経営動向調査」を開始。

・「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「保育所・認定こども園」「病医院」「介護老人保健施設」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「障害福祉サービス」「養護老人ホーム」の 10 施設・事業、「法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人）」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。

・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

２．セミナー業務

・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。

・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の２ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載。

３．コンサルティング業務

①　経営分析プログラム

・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。

・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。

・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。

・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がりを提示。

②　個別支援プログラム

・法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

・社会福祉法人に係る雇用管理の適正化（就業規則・給与規程の統合）支援

・社会福祉法人に係る増収戦略立案支援　　など

③　ガバナンス診断プログラム

・社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

３　社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

（１）平成 31 年度予算（案）

275.8 億円（国庫補助額）

（２）都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で１／３ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 30 年度分に係る補助金の交付が完了していない道県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 31 年度における共済契約者１人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。

（３）単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね５年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第 15 条第３項）」とされているところである。

平成 31 年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については平成 31 年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが現時点においては平成 30 年度と同額（44,500 円）を予定している。

４　福祉保健医療情報サービス（ＷＡＭ ＮＥＴ）事業について

ＷＡＭ ＮＥＴ事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり、活用願いたい。

(https://www.wam.go.jp/)

（参考）ＷＡＭ ＮＥＴ掲載の主なコンテンツ

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- 障害福祉サービス等情報公表システム
- 介護保険最新情報
- イベント・セミナー情報
- 福祉サービス第三者評価情報

５　社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

平成 29 年度から、助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」と連動した内容に組み替えており、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（ＷＡＭ助成 e-ライブラリー［https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/］）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のＮＰＯリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するＮＰＯ法人等との連携を図っていただきたい。

参　考　資　料

参考資料１

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（１／２）

①会計監査人設置法人数割合

425法人／20，798法人

※法人総数は平成29年度末現在（福祉行政報告例）

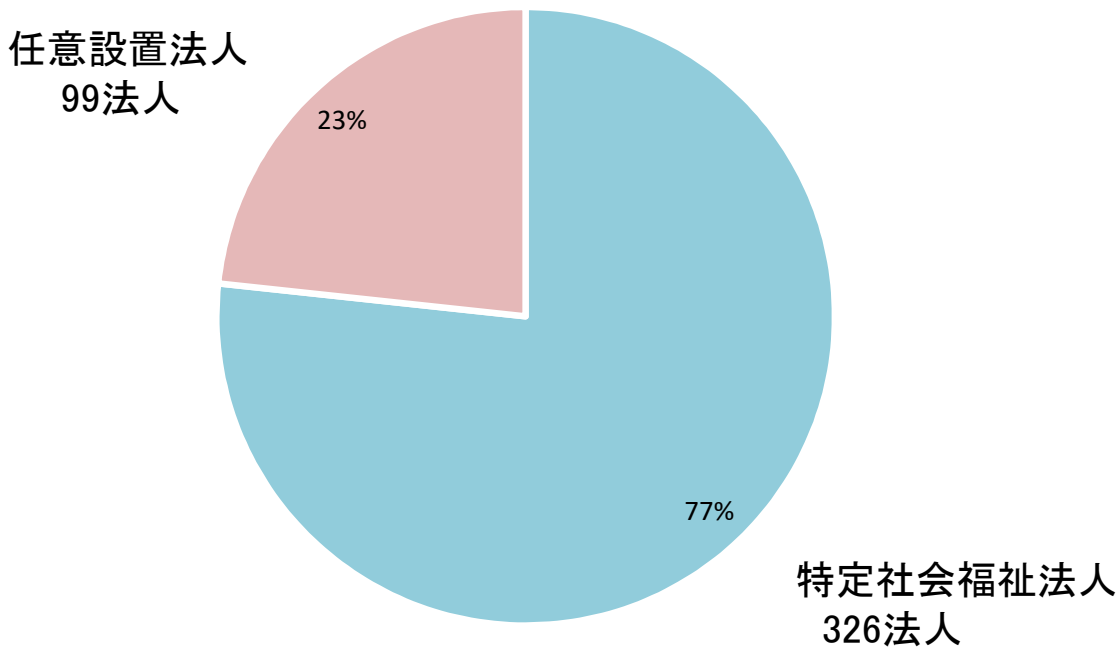

②会計監査人設置法人の事業区分割合

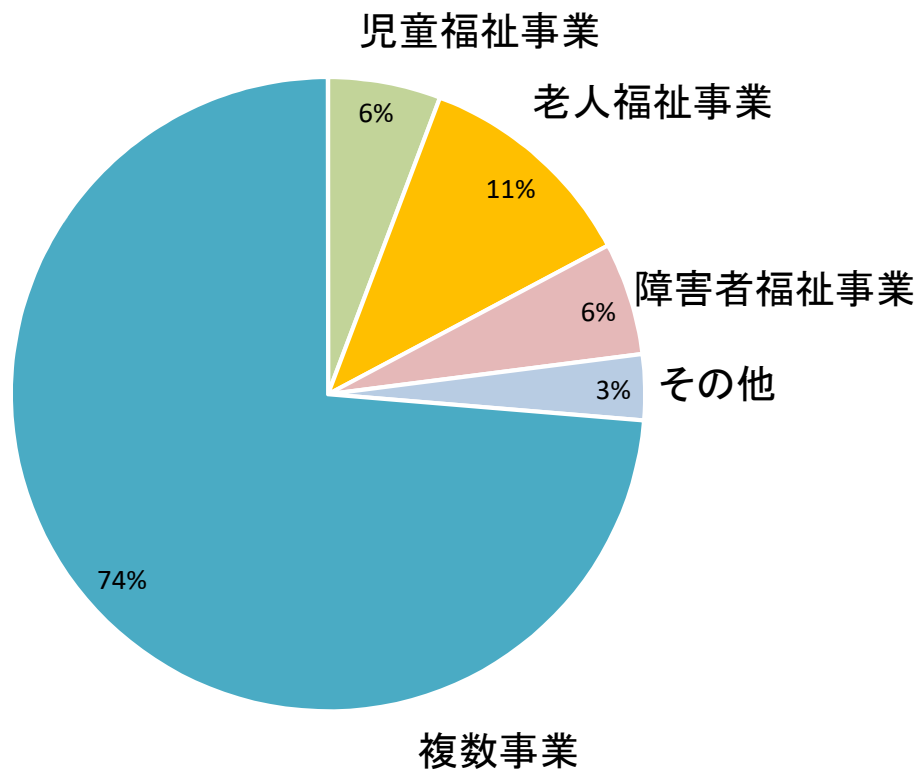

※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（２／２）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

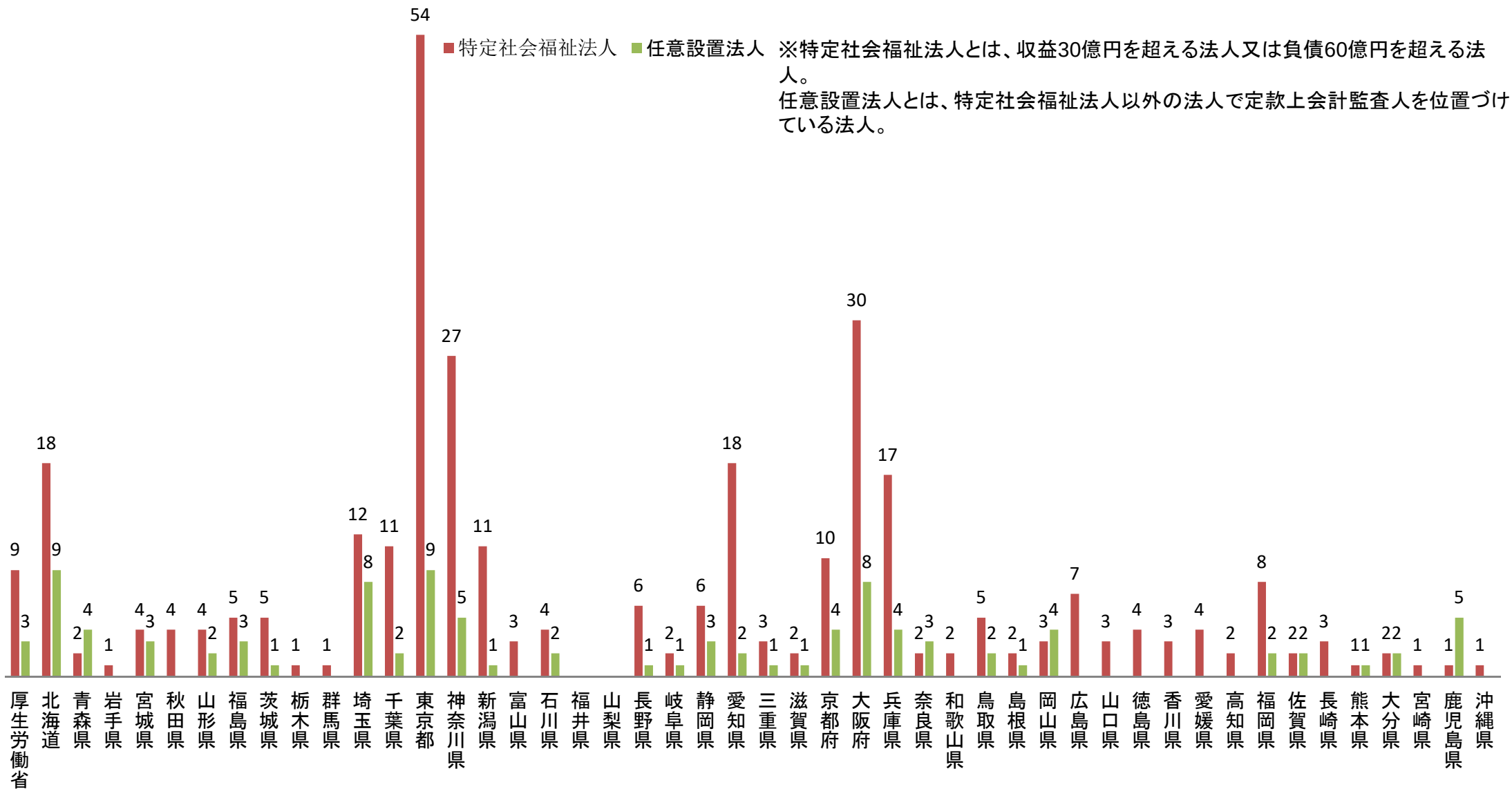

※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

参考資料２

平成30年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

○　社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。

○　以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年７月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成31年１月時点有効回答：19,652法人/20,838法人）

１．社会福祉充実財産の有無

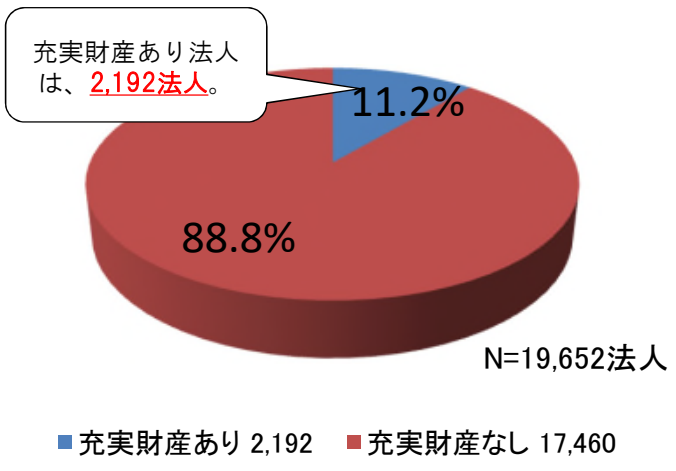

２．社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,192法人

全国の社会福祉充実財産の総額
4，939億円

３．社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数

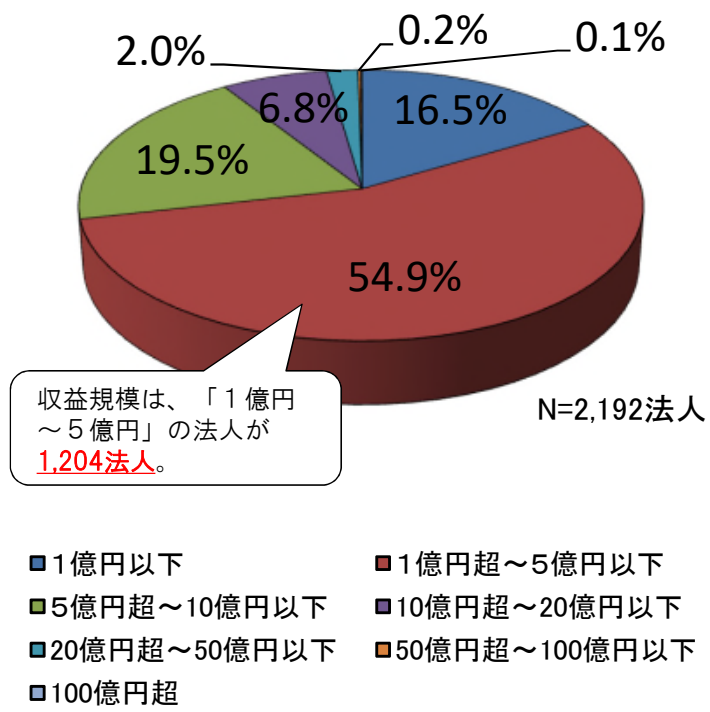

４．社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

※複数回答可

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,687	122	109	4,918
95.3%	2.5%	2.2%	

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	650	13.2%
職員給与、一時金の増額	589	12.0%
研修の充実	435	8.8%
既存事業の定員、利用者の拡充	82	1.7%
既存事業のサービス内容の充実	324	6.6%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	379	7.7%
既存施設の建替、設備整備	1,977	40.2%
その他（職員の福利厚生）	138	2.8%
その他（上記以外）	344	7.0%
合計	4,918	

平成30年度　都道府県別「社会福祉充実計画」の策定状況等

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人	
		法人数	割合
北海道	900	44	4.9%
青森県	513	66	12.9%
岩手県	334	53	15.9%
宮城県	255	26	10.2%
秋田県	226	18	8.0%
山形県	217	20	9.2%
福島県	275	37	13.5%
茨城県	427	53	12.4%
栃木県	326	38	11.7%
群馬県	474	41	8.6%
埼玉県	790	58	7.3%
千葉県	637	59	9.3%
東京都	1,044	140	13.4%
神奈川県	785	76	9.7%
新潟県	408	38	9.3%
富山県	198	31	15.7%
石川県	282	27	9.6%
福井県	211	25	11.8%
山梨県	210	19	9.0%
長野県	342	41	12.0%
岐阜県	297	58	19.5%
静岡県	454	63	13.9%
愛知県	615	61	9.9%
三重県	312	36	11.5%

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人	
		法人数	割合
滋賀県	254	22	8.7%
京都府	417	45	10.8%
大阪府	1,123	97	8.6%
兵庫県	755	101	13.4%
奈良県	169	33	19.5%
和歌山県	214	31	14.5%
鳥取県	110	8	7.3%
島根県	255	30	11.8%
岡山県	355	34	9.6%
広島県	429	47	11.0%
山口県	302	45	14.9%
徳島県	174	30	17.2%
香川県	192	20	10.4%
愛媛県	216	27	12.5%
高知県	194	13	6.7%
福岡県	975	112	11.5%
佐賀県	243	38	15.6%
長崎県	516	58	11.2%
熊本県	660	75	11.4%
大分県	308	31	10.1%
宮崎県	304	70	23.0%
鹿児島県	496	63	12.7%
沖縄県	459	34	7.4%
合計	19,652	2,192	11.2%

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて集計している。

参考資料３

計算書類等をシステムに登録していない法人数（都道府県別）
※10月末時点、1月末時点、３月末見込み

都道府県名	10月末時点	10月末→1月末改善数	1月末時点	1月末→3月末改善数（予定）	3月末見込み	10月末→3月末改善数（予定）
厚生労働省	1	0	1	0	1	0
北海道	8	0	8	6	2	6
青森県	2	0	2	0	2	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	3	0	3	0	3	0
福島県	19	0	19	2	17	2
茨城県	16	0	16	14	2	14
栃木県	5	0	5	3	2	3
群馬県	3	0	3	1	2	1
埼玉県	11	0	11	10	1	10
千葉県	5	0	5	1	4	1
東京都	6	0	6	3	3	3
神奈川県	3	1	2	2	0	3
新潟県	18	1	17	10	7	11
富山県	1	0	1	1	0	1
石川県	10	0	10	6	4	6
福井県	20	0	20	13	7	13
山梨県	3	0	3	1	2	1
長野県	4	0	4	4	0	4
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	0	3	2	1	2
愛知県	38	5	33	6	27	11
三重県	1	0	1	0	1	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	3	0	3	2	1	2
大阪府	53	2	51	10	41	12
兵庫県	2	0	2	1	1	1
奈良県	4	2	2	2	0	4
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	6	0	6	0	6	0
山口県	2	0	2	0	2	0
徳島県	1	0	1	1	0	1
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	4	0	4	1	3	1
福岡県	27	0	27	5	22	5
佐賀県	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	1	0	1
熊本県	4	0	4	3	1	3
大分県	3	0	3	2	1	2
宮崎県	1	0	1	0	1	0
鹿児島県	1	0	1	0	1	0
沖縄県	6	0	6	3	3	3
合計	299	11	288	116	172	127

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて計算している。

計算書類に不整合のある法人数（都道府県別）
※10月末時点、1月末時点、３月末見込み

都道府県名	10月末時点	10月末→1月末改善数	1月末時点	1月末→3月末改善数（予定）	3月末見込み	10月末→3月末改善数（予定）
厚生労働省	2	1	1	1	0	2
北海道	39	11	28	12	16	23
青森県	13	11	2	0	2	11
岩手県	2	1	1	0	1	1
宮城県	10	2	8	4	4	6
秋田県	9	6	3	2	1	8
山形県	2	1	1	0	1	1
福島県	27	0	27	0	27	0
茨城県	26	3	23	22	1	25
栃木県	17	8	9	7	2	15
群馬県	23	14	9	3	6	17
埼玉県	46	13	33	26	7	39
千葉県	29	13	16	14	2	27
東京都	28	20	8	4	4	24
神奈川県	65	19	46	43	3	62
新潟県	27	2	25	23	2	25
富山県	9	1	8	8	0	9
石川県	15	3	12	1	11	4
福井県	12	6	6	6	0	12
山梨県	10	6	4	4	0	10
長野県	19	10	9	5	4	15
岐阜県	9	4	5	4	1	8
静岡県	9	6	3	3	0	9
愛知県	40	12	28	8	20	20
三重県	11	0	11	9	2	9
滋賀県	4	1	3	3	0	4
京都府	21	13	8	3	5	16
大阪府	82	9	73	36	37	45
兵庫県	22	2	20	17	3	19
奈良県	9	3	6	4	2	7
和歌山県	11	7	4	4	0	11
鳥取県	5	1	4	3	1	4
島根県	3	2	1	1	0	3
岡山県	22	15	7	5	2	20
広島県	24	1	23	14	9	15
山口県	6	6	0	0	0	6
徳島県	4	3	1	0	1	3
香川県	2	0	2	1	1	1
愛媛県	7	7	0	0	0	7
高知県	3	1	2	1	1	2
福岡県	76	20	56	23	33	43
佐賀県	10	8	2	0	2	8
長崎県	25	12	13	13	0	25
熊本県	28	5	23	15	8	20
大分県	8	1	7	4	3	5
宮崎県	7	2	5	5	0	7
鹿児島県	28	23	5	5	0	28
沖縄県	20	2	18	13	5	15
合計	926	317	609	379	230	696

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて計算している。

参考資料４

平成３０年５月３１日
社援発０５３１第１号

各　都道府県知事　　殿

厚生労働省社会・援護局長
（　公　印　省　略　）

災害時の福祉支援体制の整備について

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

こうした災害を受け、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もある。

これらの者が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっている。

これまで、一部の都道府県においては、こうした観点から先進的な取組が進められているところであるが、全国において、このような災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について、別添のとおり、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したので、各都道府県におかれては、本ガイドラインを参考に、地域の実情にあった災害時の福祉支援体制の構築に努めるとともに、管内市区町村や関係団体等に対し、周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

（別添）

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

１．各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

都道府県において、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害の発生を想定した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所（以下「一般避難所」という。）に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。

このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築するものとする。

なお、ネットワークは、都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市区町村の協力を得て、可能な限り一元的な都道府県内のネットワークの構築を図るものとする。

２．各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

各都道府県は、ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、災害福祉支援ネットワーク主管部局（以下「主管部局」という。）を定めること。

なお、都道府県庁内の体制整備に当たっては、災害発生時に設置される都道府県災害対策本部との関係性及び連携の在り方についても併せて整理を行っておくこと。

３．平時におけるネットワーク事務局の設置等について

（１）ネットワーク事務局の設置

主管部局は、直接又は都道府県社会福祉協議会等の関係団体との協定の締結等により、ネットワークの運営に係る事務処理を行うネットワーク事務局（以下「事務局」という。）を設置すること。

また、事務局を設置した場合には、管内市区町村を始めとする関係者に対して、その連絡先及びネットワークの活動内容等について広く周知を図ること。

（２）ネットワークの構成員

事務局は、チームを円滑に組成し、活動をさせるため、各都道府県の実情に応じて、次に掲げる者等を構成員として選定し、ネットワーク会議を組織すること。

なお、ネットワーク会議を組織するに当たっては、既存の会議体に、分科会を設置する又は審議事項を追加するなどの方法も考えられること。

① 主管部局及び都道府県防災部局、保健医療部局
② 都道府県社会福祉協議会
③ 社会福祉施設等関係団体
④ 福祉職による職能団体
⑤ 保健医療関係者及び関係団体
⑥ 都道府県民生委員児童委員協議会

また、上記の構成員に加え、大規模な被害が想定される市区町村の関係者やボランティア団体等地域の実情に応じた多様な社会資源の参画を求めることも考えられること。

（３）平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

事務局は、構成員の出席の下、ネットワーク会議を開催し、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行い、業務フローを整理しておくこと。

なお、ネットワークの活動内容の検討に当たっては、関係団体等が行っている既存の取組を事前に把握し、ネットワークの活動と、これらの取組の役割分担・連携が十分に図られるようにすること。

① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等

ネットワークに参画する社会福祉施設等関係団体等と連携し、チームを構成する人員の推薦を募り、これらをチーム登録者名簿として整理しておくこと。

この際、チームの組成に当たっては、災害時要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、性別及び社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等の職種構成のバランスにも配慮するとともに、チームの派遣が複数回に亘る可能性があることを踏まえ、4～6名のチームを複数編成できるようにしておくほか、派遣先に対してどのような順番でチームを派遣するか等についても併せて検討しておくこと。

また、チームの派遣時期は、災害発生後の初期段階（救命救急が完了するなど、チームが活動する上での安全が確認された時点）から概ね1カ月間程度までを、1チーム当たりの派遣期間は、派遣元施設等の負担も考慮し、5日間程度を目安に、具体的な取扱いについて定めておくこと。

なお、チームの名称については、本通知において「災害派遣福祉チーム」を正式名称とするが、これとは別に、地域住民に親しみやすい呼称やその役割を理解しやすい呼称を設定することも考えられること。

さらに、土日・夜間を含め、チーム登録者への連絡体制を整備しておくこと。

このほか、社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項に基づき、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されていることから、当該取組の一環として、ネットワークに積極的に関与し、チームへの人員の登録とともに、事務局への協力、災害時のチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されること。

② チームの派遣決定及び情報収集の方法

チームの派遣の可否に係る意思決定の主体や方法を整理しておくこと。

また、チームの派遣の可否を判断するためには、まずは災害による被害の規模や災害時要配慮者のニーズ、一般避難所及び福祉避難所の設置状況等の実情を把握することが必要であることから、それらの情報収集の内容・方法についても整理しておくこと。

③ 災害時における構成員の役割分担

チームの円滑な活動のため、災害発生時に、ネットワークに参画する構成員に求める役割や協力の内容等について、整理しておくこと。

④ 災害時における本部体制の構築

災害発生時において、情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う「ネットワーク本部」（以下「本部」という。）の体制の在り方を検討しておくこと。

この際、事務局をそのまま本部へと改組することも考えられるが、災害の規模によっては事務処理に支障が生ずるおそれもあることから、あらかじめ構成員との協定の締結等により、災害発生時に必要な人員体制を適切に確保できるようにしておくなど、本部の体制強化の方法についても併せて検討しておくこと。

⑤ 費用負担

チームの派遣に当たっては、チーム員の活動に係る旅費・宿泊費等の費用が発生することから、当該費用負担の在り方について検討しておくこと。

なお、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される災害の場合には、同法に基づく避難所の設置経費として災害救助費の対象となる場合も考えられるので、都道府県防災担当部局とも事前に十分に相談しておくこと。

⑥ 保健医療関係者との連携

チームの活動が円滑となるよう、災害時派遣医療チーム（DMAT）や保健師チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等との情報共有の方法、連携の内容等について、検討しておくこと。

⑦　チーム員に対する研修・訓練

災害時において求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等チームの活動内容について、一定以上の水準を確保する観点から、研修・訓練の実施に努めること。

⑧　受援体制の構築

自らが被災した場合に備え、他の地域のチームや、福祉以外の関連領域の専門職、NPO、ボランティア等の民間団体等による多様な支援活動が円滑に受け入れられるよう、②により収集した情報に基づき、活動場所に係る情報提供や団体間の活動内容の調整を行うなど、必要な受援体制の在り方について検討しておくこと。

⑨　住民に対する広報・啓発

住民に対し、チームの活動内容について周知を図るとともに、一般避難所及び福祉避難所の指定状況や所在、これらの機能の相違点等についても、併せて周知を図ること。

また、災害時の協力関係の醸成、活動環境の整備を図るためには、地域の防災訓練へのチームの参加等、地域とチームとが共に活動する機会を確保することが重要であること。

４．災害発生時における活動内容等について

（１）本部の機能・役割

①　本部の設置

主管部局は、一定期間、避難所の設置の継続を要する規模の災害が発生した場合、事務局と調整し、速やかに本部を立ち上げること。

また、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、関係団体等からの情報収集又は本部及びチームの人員による現地視察等により、被害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行うこと。

②　チームの派遣要否の検討

本部は、ネットワーク会議の招集などにより、構成員との間で収集した情報を共有し、必要に応じ被災市区町村とも連絡・調整の上、チーム派遣の要否について検討を行うこと。

その結果、チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示すること。

なお、ネットワーク会議の開催に当たって、構成員の招集が困難な場合には、電子メールその他の多様なネットワークサービス等の活用により、臨機応変に対応すること。

③　チームの派遣決定

本部は、被災市区町村からの依頼又は本部が把握した情報に基づき、チームの派遣の必要性が認められた場合、把握した情報等を元に、派遣対象となる一般避難所のリストを作成するとともに、当該一般避難所ごとに、派遣するチームのリスト、各チームの派遣可能期間等を取りまとめ、あらかじめ定められた手順に従って派遣を決定し、派遣に向けた調整を行うこと。

④　活動計画の策定

本部は、チームの派遣決定を行う場合には、現地視察等により、被災地域の実情を把握するチーム員等の協力を得て、派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定し、ネットワークの構成員間で共有すること。

なお、活動計画の策定に当たっては、被災地域の自立性を損なうことのないよう、派遣の終了段階において、チームから被災地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われることを目標とすること。

また、活動計画の内容は、チームからの活動の実施状況についての報告を受け、必要に応じて見直しを行うこと。

⑤　チームの活動支援

本部は、チームの活動期間中、チームに対する必要な指揮命令を行うとともに、必要な情報及び物資の提供、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行うこと。

⑥　チームの派遣終了の決定

本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定すること。

なお、派遣終了に当たっては、被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われるよう、配慮すること。

⑦　活動終了後の振り返り等

本部又は事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有すること。

（２）チームの活動内容

チームは、一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行うこと。

なお、チームの活動に当たっては、災害時要配慮者の安心を確保するため、災害派遣福祉チーム等の名称を記したビブス等の着用により、都道府県を中心とした活動であることが外形上明確になることが望ましいものであること。

①　福祉避難所等への誘導

まずは災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、その結果、一般避難所内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該一般避難所の管理者等とも協議の上、災害時要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている福祉避難所等への誘導を行うこと。

②　災害時要配慮者へのアセスメント

一般避難所において災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。

ただし、既に保健師等がアセスメントを実施している場合など、災害時要配慮者に対し、重複してこれが行われることにより、その負担を増大させることのないよう、事前に関係者間での情報共有・調整が行われていることが必要であること。

③　日常生活上の支援

災害時要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、その食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。ただし、避難生活後の自立した生活に円滑に移行できるようにするため、過度な支援を行うことのないよう、必要に応じチームにおいてケース会議を実施すること等により、支援対象者ごとに必要な支援内容を検討・検証すること。

また、生活不活化病予防のための体操や散歩、子ども等への支援など、災害時要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援を工夫すること。

④　相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、災害時要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、その抱える課題を適宜解決していくため、一般避難所内に相談スペースを設置するなどにより、必要な相談支援を行うこと。

⑤　一般避難所内の環境整備

災害時要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、子どものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等一般避難所内の必要な環境整備を行うこと。

⑥　本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

一般避難所内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等には、本部を通じて、都道府県災害対策本部に対応を依頼するなど、必要な連絡調整を行うこと。

また、定期的に本部に対して、活動の実施状況について報告を行うこと。

⑦　後続のチームへの引継ぎ

後続のチームがある場合には、アセスメントの結果や必要な支援内容等について、適切に引継ぎを行うこと。

⑧　被災市区町村や避難所管理者との連携

チームの活動に当たっては、被災市町村災害対策本部や一般避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図ること。

⑨　他職種との連携

チームは、災害時要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等とを共有するため、一般避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該一般避難所の管理者等と協議の上、開催の呼びかけを行うこと。

⑩　被災地域の社会福祉施設等との連携

被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会福祉施設等との連携、協働を可能な限り積極的に図ること。

５．市区町村の責務について

管内市区町村は、平時から、地域住民及び社会福祉施設等に対し、一般避難所及び福祉避難所の所在や機能等について、積極的に周知を図るとともに、必要な物品の確保等速やかに避難所を運営できる体制を整えること。この際、都道府県は、管内市区町村のこうした取組を把握しつつ、その状況に応じ、助言その他の必要な支援を行うこと。

また、災害時要配慮者に対する支援を適切に行う観点から、都道府県を中心に構成されるネットワークに積極的に関わりを持ちつつ、３の（３）の⑦に規定する研修・訓練への参加や市区町村が行う防災訓練へのチームの招聘、情報の提供その他の必要な協力を行うこと。

さらに、災害発生時においては、一般避難所及び福祉避難所の運営状況を適切に把握し、福祉支援の必要性が認められた場合には、ネットワークを介して必要な支援の要請を行うこと。特に被災市区町村にあっては、本部と緊密に連携し、チームが一般避難所において円滑に活動できるよう、関係者との橋渡しを行うなど必要な協力を行うこと。

６．その他の留意事項について

（１）保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等

本ガイドラインは、まずは福祉・介護分野を中心とした都道府県内のネットワークを整備し、保健医療分野における支援体制と連携して、必要な福祉支援を行うことを想定しているが、当初の段階から保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備を行う方法も考えられること。

また、本ガイドラインによる全ての機能を同時に整備することが難しい場合には、機能ごとに優先順位を付けて段階的に整備を進めていくことも考えられること。

（２）広域的な災害の場合の取扱い

本ガイドラインは、都道府県内での局地的な災害を前提としているため、広域的な災害の場合、単独の都道府県では対応が困難な場合も想定される。

このため、都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位での体制整備も併せて進めていくことが望ましいこと。

なお、必要な場合には、国が広域的な調整を行うので、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて相談されたい。

その際、厚生労働省としても、災害の状況や被災地域のニーズ把握を行うため、都道府県のチームに同行するなど必要な協力をお願いする場合がある。

（３）被災した社会福祉施設等の事業継続

本ガイドラインによる一般避難所への対応に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要である。

災害時にあっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働用燃料の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなど、各施設等基準を踏まえつつ、個々の社会福祉施設等における取組についても、ネットワークの整備と併せて推進すること。

また、災害発生時における福祉避難所の運営等により、一時的に人員が不足するような場合に備え、各社会福祉施設等関係団体による支援や社会福祉施設等を運営する法人間で相互に人員を融通する協定を締結するなど、法人間の相互支援体制を構築することも必要であることから、これらについて、ネットワークの場を活用し、その具体的な方法等について併せて検討することも有効であること。

（４）「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用

都道府県による本ガイドラインを踏まえた取組に係る費用のうち、災害時のチームの活動費用を除き、ネットワークの立ち上げ・運営に係る費用等については、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）の補助対象となるので、これを活用されたいこと。

（５）「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照

災害福祉支援ネットワーク構築の背景や一部の都道府県における具体的な取組事例等については、平成 29 年度社会福祉推進事業（厚生労働省国庫補助事業）を活用し、（株）富士通総研が「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」及び関連資料を取りまとめているので、本ガイドラインに併せてこれを参照されたいこと。

（http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html）

参考資料５

災害福祉支援体制の構築状況

青森県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

Ⅰ　災害福祉支援体制について

体制の設置主体	青森県
体制名称	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
設置要綱等	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領 青森県災害福祉支援チーム設置運営要領
組織役員	委員長:　青森県健康福祉部健康福祉政策課長 副委員長: 委員長による指名 委員:　構成団体の代表者
事務局	青森県、青森県社会福祉協議会
平時における活動	1　青森県 ①市町村、関係機関・団体との協力体制構築 ②チーム活動の周知 2　青森県社協 ①青森県災害福祉支援チーム（以下「青森DCAT」）の派遣調整、派遣者のとりまとめ ②チーム員の募集、研修、登録 3　その他の構成団体 ①協議会の活動への協力・連携 ②当該団体の会員、法人、施設等への周知、啓発
災害発生時における活動	○　青森県 ①被害情報の収集　②被災市町村、関係機関との連絡調整 ③青森DCATの派遣の判断、設置　④費用負担に係る調整 ○　青森県社協 ①青森DCATの派遣調整、派遣者のとりまとめ ②県及び関係団体との連絡調整 ③活動に必要な資機材の調整 ○　その他の構成団体 ①青森DCATのチーム員派遣に係る会員等の調整

構成団体・員

区　分	団　体　等　名
福祉関係	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
	青森県社会福祉法人経営者協議会
	公益社団法人 青森県老人福祉協会
	公益社団法人 青森県老人保健施設協会
	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会　青森県支部
	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	一般社団法人 青森県保育連合会
	青森県児童養護施設協議会
	青森県身体障害者施設協議会
	青森県社会就労センター協議会
	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	青森県精神保健福祉士協会
	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会
	青森県ホームヘルパー連絡協議会
	一般社団法人 青森県介護福祉士会
行　政	青森県

Ⅱ　災害福祉派遣チームについて

チーム構成及び資格要件	福祉・介護の専門職員（3年以上の実務経験者で、原則として登録時研修を受講した者）

1チームあたりの人数	（標準）6名／1チーム	登録チーム員・施設数	122名／96施設数（62法人）　※H31.1.24現在

チーム員としての登録に必要な手続き等

①青森DCATの派遣に協力する協力施設又は協力施設を設置する法人は、青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書を県に提出。
②県は、前項の申出書の提出を受け、前述の協力施設等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結。
③当該協力施設等に所属する職員は、青森県社協が実施する登録時研修を受講。
④登録時研修を修了した者を青森DCATの構成員として登録。

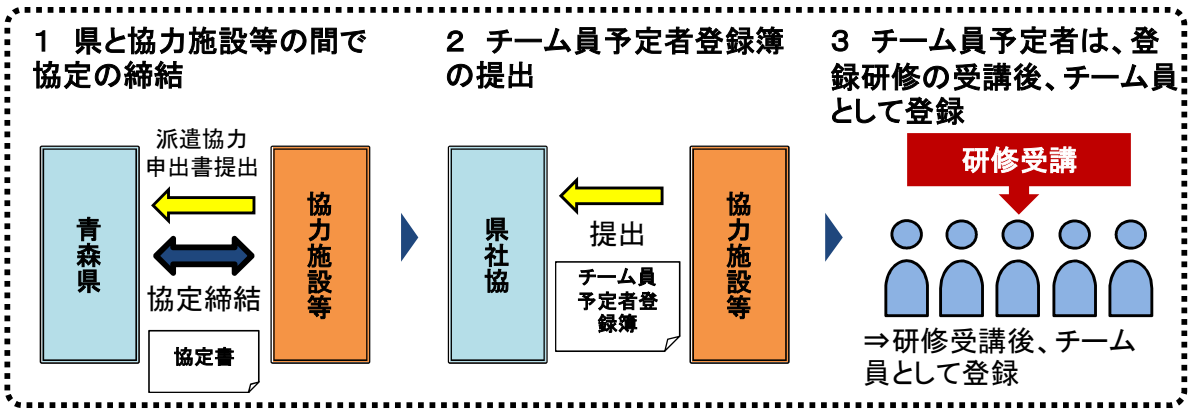

災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

①県は青森DCAT派遣の要否を判断し、必要である場合、以下を要請。
　○青森県社協へ青森DCATの派遣調整及びとりまとめ要請。
　○青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体（ただし、青森県社協を除く）へ、当該団体所属会員に属するDCAT登録員の派遣に係る協力要請。
②青森県社協
　○青森DCATとして派遣可能なチーム員の調整、とりまとめ。
　○派遣可能なチームを県へ報告。
③青森県
　○派遣の決定（チーム員及びチーム員が所属する協力施設等へ通知）

チームの派遣先での活動内容	○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング。 ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的支援。 ○その他福祉的課題があれば解消に向けての調整。

青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

第１　設置

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワーク（以下「青森県災害福祉広域支援ネットワーク」という。）を構築することを目的とし、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第２　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

（２）要配慮者　高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者

（３）青森県災害福祉支援チーム　福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）

（４）チーム員　チームを構成する者

＊ＤＣＡＴ(Disaster Care Assistance Team)

第３　所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

（１）青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。

（２）大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。

（３）大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森ＤＣＡＴの編成に関すること。

（４）青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領、青森県災害福祉支援チーム設置運営要領、青森県災害福祉支援チーム活動マニュアル及び青森県災害福祉支援チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。

（５）前４号に関し必要と認められること。

第４　構成

１　協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

２　委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は、委員長に届け出るものとする。

３　協議会の活動に関して検討を行うため、協議会にワーキング会議を置くことができる。

４　協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第５　役員

１　協議会に役員を置く。

（１）委員長

（２）副委員長

２　委員長は青森県健康福祉部健康福祉政策課長とし協議会を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は委員長が指名し委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第６　招集

協議会の会議は、委員長が招集する。

第７　個人情報の保護

協議会の活動にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、適切に取り扱うものとする。

附　則

この要綱は、平成２８年９月２７日から施行する。

（別表）

構成団体

No.	機関・団体名	役割
1	青森県社会福祉法人経営者協議会	社会福祉施設の専門職の派遣体制検討
2	公益社団法人 青森県老人福祉協会	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
3	公益社団法人 青森県老人保健施設協会	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
4	公益社団法人日本認知症グループホーム協会　青森県支部	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
5	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会	高齢者分野の専門職の派遣体制検討
6	一般社団法人 青森県保育連合会	児童福祉分野の専門職の派遣体制検討
7	青森県児童養護施設協議会	児童福祉分野の専門職の派遣体制検討
8	青森県身体障害者施設協議会	障害者福祉分野の専門職の派遣体制検討
9	青森県社会就労センター協議会	障害者福祉分野の専門職の派遣体制検討
10	公益社団法人 青森県社会福祉士会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
11	青森県精神保健福祉士協会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
12	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
13	青森県ホームヘルパー連絡協議会	避難所における生活支援のための専門職の派遣体制検討
14	一般社団法人 青森県介護福祉士会	避難所における生活支援のための専門職の派遣体制検討
15	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	県内の社会福祉関係機関・団体等との連絡調整
16	青森県健康福祉部健康福祉政策課	市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築

青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領

第１　目的

この要領は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に基づき、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第２　事前協定等

協議会の構成団体は、県と青森県災害福祉広域支援に関する協定（様式第１号）を締結するものとする。

第３　平常時の事務分掌

１　協議会の平常時の事務分掌は、以下に定めるところによる。

（１）県

ア　チーム活動に関する周知、啓発に関すること。

イ　市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関すること。

ウ　青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要項、青森県災害福祉支援派遣福祉チーム設置運営要領の策定及び改正に関すること。

（２）社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

ア　青森県災害福祉支援チーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）の訓練等における派遣調整及び派遣者のとりまとめに関すること。

イ　青森ＤＣＡＴのチーム員募集に関すること。

ウ　青森ＤＣＡＴの研修及び登録に関すること。

エ　青森県災害福祉支援チーム活動マニュアル並びに青森県災害福祉支援チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。

（３）その他の構成団体

ア　協議会の活動への協力・連携に関すること。

イ　当該団体の会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）への周知、啓発に関すること。

第４　大規模災害発生時の事務分掌

１　協議会の大規模災害発生時の事務分掌は、以下に定めるところによる。

（１）県

ア　被害情報の収集に関すること。

イ　被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること。

ウ　青森ＤＣＡＴの派遣の要否の判断、青森ＤＣＡＴの設置、派遣等の要請に関すること。

エ　費用負担に係る調整に関すること。

オ　その他、青森ＤＣＡＴの派遣に関して必要な事項に関すること。

（２）県社協

ア　青森ＤＣＡＴの派遣調整及び派遣者のとりまとめに関すること。

イ　県及び関係団体との連絡調整等に関すること。

ウ　その他、青森ＤＣＡＴの派遣に関して必要な事項に関すること。

（３）その他の構成団体

ア　青森ＤＣＡＴのチーム員派遣に係る会員等の調整に関すること。

イ　その他、青森ＤＣＡＴのチーム員派遣に関して必要な事項に関すること。

第５　派遣要請等

１　第４に規定する県が行う青森ＤＣＡＴ派遣等の要請は、青森県災害福祉支援チーム派遣要請書（様式第２号。以下「派遣要請書」という。）により行うものとし、県社協は、速やかに青森ＤＣＡＴの派遣調整及び派遣者のとりまとめに着手するものとする。

２　大規模災害発生時、第２の協定に基づき県が行う青森ＤＣＡＴ派遣に係る協力要請は、青森県災害福祉広域支援協力要請書（様式第３号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により協力要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

第６　個人情報の保護

協議会の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、適切に取り扱うものとする。

第７　補則

この要領の実施に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、決定する。

附　則

この要領は、平成２８年９月２７日から施行する。

（様式第１号）

青森県災害福祉広域支援に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と（団体名）（以下「乙」という。）とは、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１　目的

この協定は、大規模災害発生時において、避難所又は福祉避難所その他災害時において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される青森県災害福祉支援チーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）の派遣を円滑に行うことを目的とする。

第２　平常時の対応

１　乙は、平常時は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の活動に協力するものとする。

２　乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、青森県災害福祉広域支援ネットワークに関して、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）に周知・啓発活動を行うとともに、会員等に対して青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書（青森県災害福祉支援チーム設置運営要領様式第１号）を配布し、県と会員等の青森ＤＣＡＴ派遣に係る協定締結を推進するものとする。

第３　派遣に係る要請等

１　甲は、青森ＤＣＡＴの派遣を行う必要があると判断した場合は、青森県災害福祉支援チーム派遣要請書（様式第２号。以下「派遣要請書」という。）を社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に送付するとともに、青森県災害福祉広域支援協力要請書（様式第３号。以下「協力要請書」という。）を県社協を除く青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱別表に掲げる団体に送付し、会員等に所属するチーム登録員の派遣について協力を要請する。ただし、災害の状況等により協力要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

２　前項の要請を行った場合、甲は、必要に応じて、乙に対して県社協に人員を派遣し青森ＤＣＡＴ派遣に関する調整を要請することができる。

３　乙は、前項の要請を受けた場合は、会員等（登録簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を県社協に報告するものとする。

第４　費用の負担等

１　甲の要請に基づき乙が要した青森ＤＣＡＴの派遣調整等に要した費用（以下「費用」という。）の負担の区分は、次のとおり、定めることとする。

（１）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助費の支弁対象となる場合　災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

（２）前号に掲げる場合以外の場合　甲と乙が協議する。

２　甲は、人員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

第５　定めのない事項等

この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

第６　有効期間

この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名の上、それぞれその１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県知事

乙　（所在地）
（団体名）
（代表者　職　氏名）

（様式第２号）

青森県災害福祉支援チーム派遣要請書

年　　月　　日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
　会長　○○　○○　様

青森県知事　　○○　○○

○○年○○月○○日に○○○で発生した○○○災害について、○○○（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

つきましては、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領第４に基づき、下記派遣先に青森県災害福祉支援チーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）を派遣してください。

また、本派遣要請の内容及び青森ＤＣＡＴ派遣状況について、青森県災害福祉広域支援に関する協定及び青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結している構成団体及び会員等に対して周知を図るとともに、青森ＤＣＡＴ派遣に係る派遣調整及び派遣者のとりまとめを行ってください。

記

1　派遣先市町村	市・町・村　　※派遣要請（　有　・　無　）
2　現地災害対策本部	住　所： ＴＥＬ： 担当者：　　課
3　要請内容	（必要チーム数：　　）
4　活動予定先	
5　宿泊場所	
6　派遣日程等	青森ＤＣＡＴの派遣期間は、５日間とするが、現地の状況を把握の上で必要性を判断し、適宜延長及び加派遣すること。
7　特記事項	

（担当）
（所　属）青森県　健康福祉部
　　健康福祉政策課
（連絡先）○○○－○○○○－○○○○

（様式第３号）

青森県災害福祉広域支援協力要請書

年　　月　　日

（協議会構成団体名）代表者　○○　○○　様

青森県知事　　○○　○○

○○年○○月○○日に○○○で発生した○○○災害について、○○○（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

チーム編成にあたり、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から全チーム登録員に対し、出動可否の確認メールを一斉送信しますので、貴（会・法人・施設）の会員等に所属するチーム登録員の派遣について、協力を要請します。

（担当）
（所　属）青森県　健康福祉部
　　健康福祉政策課
（連絡先）○○○－○○○○－○○○○

青森県災害福祉支援チーム設置運営要領

第１　目的

この要領は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に定める青森県災害福祉支援チーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

第２　活動範囲

青森ＤＣＡＴの活動範囲は、原則として青森県内外の災害等の被災地域での活動とする。

第３　活動内容

１　青森ＤＣＡＴの活動は、次の内容を基本とする。

（１）避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア　避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に報告する。

イ　緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ　避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（２）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア　要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ　避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（３）その他

ア　避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。

イ　その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

２　青森ＤＣＡＴは、前項に掲げるもののほか、第１に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

３　青森ＤＣＡＴの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

４　青森ＤＣＡＴの各チームの記録係は、各日のチームの活動状況等について記録する。

第４　編成等

１　青森ＤＣＡＴは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が３年以上の者であって、青森ＤＣＡＴの派遣に協力する協力施設又は協力施設を設置する法人（以下「会員等」という。）の長の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。

２　青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研修を修了した者を青森ＤＣＡＴの構成員（以下「チーム員」という。）として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

３　県は、大規模災害発生時に、１チーム当たり６名を標準として青森ＤＣＡＴを設置する。

４　青森ＤＣＡＴは、以下の役割を担うことができる者による構成を標準とし、青森ＤＣＡＴの人数及び職種構成については、県社協が被害規模など現地の状況等を踏まえて調整する。

（１）要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

（２）介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者

（３）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

５　県は、必要に応じて青森ＤＣＡＴの中から総括的機能を果たす者を指名できる。

６　青森ＤＣＡＴの活動に当たって必要となる資機材等については、県において定め、準備するものとする。

第５　派遣協定

１　会員等は、青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書（様式第１号。以下「申出書」という。）を県に提出するものとする。

２　県は、前項の申出書の提出を受け、会員等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定（様式第２号）を締結するものとする。

第６　派遣基準

青森ＤＣＡＴの派遣基準は、次のとおりとする。ただし、原則として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用災害に対して派遣するものとする。

１　県内で災害等が発生し、被災市町村から青森県災害対策本部に対して青森ＤＣＡＴの派遣要請があった場合

２　県外で災害等が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があった場合

３　その他知事が必要と認めた場合

第７　派遣

１　知事は、前条の派遣基準に照らし、青森ＤＣＡＴの派遣が必要と判断するときは、会員等の長に対して、チーム員の派遣を要請するものとする。

２　会員等の長は、前項の派遣要請を受けたときは、チーム員を派遣する。

第８　活動期間

青森ＤＣＡＴの活動期間は、原則として災害の初期（発災後５日間の活動を標準とする）とする。ただし、県は必要に応じて期間を延長することができる。

第９　各団体の役割等

この要領における各団体等の役割は以下に定めるところによる。

１　派遣

（１）県

県は、被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。また、青森ＤＣＡＴの派遣の要否を判断し、県社協に青森ＤＣＡＴの派遣調整及び派遣者の取りまとめを要請する。

（２）県社協

県社協は、県からの要請を受け、青森ＤＣＡＴの派遣調整及び派遣者の取りまとめを行う。

（３）会員等

会員等は、県社協との連携により、チーム員の派遣調整を行う。

（４）チーム員

チーム員は、県社協が指定する場所に参集し、青森ＤＣＡＴの活動を行う。

２　待機

（１）県

県は、第６に該当することが見込まれるときは、会員等に対し、チーム員の派遣待機を要請することができる。また、その後の状況により、派遣基準に該当する可能性がないと判断したときは、会員等に対し、待機の解除を通知する。

（２）県社協

県社協は、県からの要請を受け、会員等及びチーム員に対し、派遣待機の連絡をする。

（３）会員等

会員等は、県社協から派遣待機の連絡があった場合は、チーム員を待機させる。また、県内で震度５強以上の地震が発生した場合は、県の要請の有無にかかわらずチーム員を待機させる。

（４）チーム員

チーム員は、県社協から派遣待機の連絡があった場合は、派遣要請に際し速やかに出動できるよう備えておくものとする。

第 10　研修及び訓練等

１　協議会は、チーム員の技術向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

２　協議会は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

第 11　費用弁償等

青森ＤＣＡＴの派遣に要する経費は、災害救助法による救助費の支弁対象について、災害救助法の定めるところにより、県が負担する。

第 12　補償

県は、青森ＤＣＡＴの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

第 13　補則

この要領の実施に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、決定する。

附　則

この要領は、平成２９年２月１４日から施行する。

別表（第４関係）

区　分	名　　称
国家資格又は公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員
その他	特に委員長が認めた者

（様式第１号）

青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書

年　　月　　日

青森県知事　様

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
施設・法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

青森県災害福祉支援チーム設置運営要領第５の規定に基づき、青森県災害福祉支援チームの派遣について、協力することを申し出ます。

記

施設・事業所名	所在地	連絡先 1 電話番号 2 FAX 番号 3 電子ﾒｰﾙ	連絡責任者氏名	派遣可能職種（人数）

（注１）職種名欄は、一度に派遣可能な職種名と人数を記載すること
（注２）行が足りない場合は適宜追加すること

（様式第２号）

青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と（施設又は法人の長）（以下「乙」という。）とは、青森県災害福祉支援チーム設置運営要領（以下「チーム要領」という。）に基づき、青森県災害福祉支援チーム（以下「青森ＤＣＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

第１　目的

この協定は、大規模災害発生時において、青森ＤＣＡＴを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

第２　登録簿の作成

１　乙は、所属する職員のうち、青森ＤＣＡＴの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者及び移動に使用する車両について、青森県災害福祉支援チーム員予定者登録簿（チーム要領様式第３号。以下「登録簿」という。）を作成し、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出する。

２　乙は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県社協に提出するものとする。

第３　派遣等

１　甲は、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、青森県災害福祉支援チーム員派遣協力要請書（様式第４号。以下「要請書」という。）により、乙に対してチーム員の派遣を要請するものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

２　乙は、甲からチーム員の派遣についての要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を県社協に報告するものとする。

第４　指揮命令

青森ＤＣＡＴが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

第５　活動内容

１　乙が派遣するチーム員は、チーム要領第３に定める活動を行うものとする。

２　チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

第６　移動手段

１　チーム員の参集場所及び避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。

２　チーム員の派遣に際し、乙が移動に使用する車両については、登録簿により県社協に情報提供を行うものとする。

第７　活動報告

青森ＤＣＡＴの各チームの記録係は、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、青森県災害福祉支援チーム員活動報告書（様式第５号。以下「報告書」という。）により速やかに県社協に報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

第８　費用弁償等

１　第３の規定により、乙が派遣したチーム員の派遣に要する経費は、災害救助法による救助費の支弁対象について、災害救助法の定めるところにより、甲が負担する。

２　甲は、人員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

第９　補償

甲は、青森ＤＣＡＴの活動に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

第10　協議

この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

第11　適用

この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　青森県
代表者　青森県知事　　印

乙　（所在地）
（施設・法人名）
（代表者　職　氏名）　　印

（様式第３号）

青森県災害福祉支援チーム員予定者登録簿

施設・法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号）
（ＦＡＸ番号）
（電子メール）

（チーム員予定者）

番号	施設・事業所名	所在地	職種 氏名	（連絡先）電話番号 電子メール	登録日 （研修修了日）

（移動に使用する車両）

番号	施設・事業所名	所在地	車種 （車両型式）	登録番号	備考

（注１）　行が足りない場合は適宜追加すること。

（様式第４号）

青森県災害福祉支援チーム員派遣要請書

年　　月　　日

会員等（協力施設又は協力施設を設置する法人の長）様

青森県知事　　○○　○○

○○年○○月○○日に○○○（市・町・村）で発生した○○○災害について、○○○（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

つきましては、貴（法人・施設）に所属するチーム員の派遣を要請します。

なお、チーム編成にあたっては、社会福祉法人青森県社会福祉協議会より全チーム員に対し、出動可否の確認メールを一斉送信いたしますので、チーム員の派遣について、協力を要請します。

（担　当）青森県健康福祉部健康福祉政策課
（連絡先）○○○-○○○○-○○○○

（様式第５号）

青森県災害福祉支援チーム活動報告書

報告日：　　年　　月　　日

報告者	職名		氏名	
所属 （団体・施設等名）				
出動年月日	年　　月　　日			
時間経過	出動要請を受理した時刻	時　　分		
	出動時刻	時　　分		
	到着時刻	時　　分		
	撤退時刻	時　　分		
	帰着時刻	時　　分		
派遣場所				
災害概要				
要請内容				
活動内容				
出動者	協力団体名	協力施設名	職種	氏　　名
特記事項				

参考資料６

災害福祉支援体制の構築状況

群馬県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

Ⅰ　災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部：群馬県、事務局：群馬県社会福祉協議会
体制名称	群馬県災害福祉支援ネットワーク
設置要綱等	群馬県災害福祉支援ネットワーク設置要綱
組織役員	会長：　群馬県社会福祉協議会長 副会長：群馬県社会福祉協議会事務局長 委員：　その他構成員の代表者等
事務局	群馬県社会福祉協議会
平時における活動	○ネットワーク会議の開催 ○チーム員の募集、登録 ○研修・訓練の実施 ○関係機関（行政・地域防災組織等）との連携体制の構築
災害発生時における活動	○構成員等の緊急参集 ○被災状況等の把握 ○他自治体との連絡調整 ○チームの派遣調整、派遣者のとりまとめ

構成団体・員

区　分	団　体　等　名
福祉関係	群馬県社会福祉協議会
	群馬県社会福祉法人経営者協議会
	群馬県社会福祉士会
	群馬県介護福祉士会
	群馬県精神保健福祉士会
	群馬県介護支援専門員協会
	群馬県ホームヘルパー協議会
	群馬県老人福祉施設協議会
	群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	群馬県身体障害者施設協議会
	群馬県知的障害者福祉協会
	群馬県精神障害者社会復帰協議会
	群馬県社会就労センター協議会
	群馬県救護施設協議会
	群馬県児童養護施設連絡協議会
	群馬県母子生活支援施設協議会
	群馬県乳児福祉協議会
	群馬県保育協議会
	ぐんま子育て支援センター連絡会
医療・保健関係	群馬県医療ソーシャルワーカー協会
行　政	群馬県市長会
	群馬県町村会
	群馬県

Ⅱ　災害福祉派遣チームについて

チーム構成及び資格要件	福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）
1チームあたりの人数	4～6名／1チーム
登録チーム員・施設数	136名・123施設（平成30年4月1日現在）

チーム員としての登録に必要な手続き等

①協定
　別添「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」のとおり。
②チーム員募集方法
　協定締結団体あてに推薦依頼。
③登録に必要な手続き
（1）所属事業所等による推薦書の提出（構成団体によりとりまとめの上、事務局（県社協）へ提出）
（2）推薦された本人によるエントリーシートの提出
（3）登録研修の受講
④主な研修
　（1）登録研修　（2）養成研修（対象：（1）受講者）　（3）スキルアップ研修（対象：（1）及び（2）受講者）

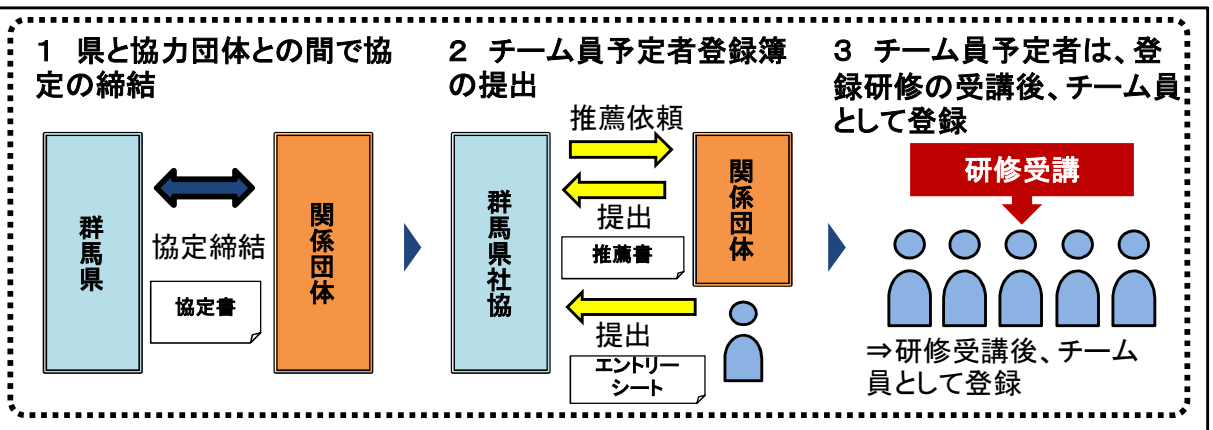

災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

①次に掲げる派遣基準に基づき、県が県社協へチームの派遣を要請。
（1）県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合
（2）避難所等を設置する被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があった場合
（3）国又は他都道府県から群馬県に対してチームの派遣要請があった場合
（4）（1）から（3）のほか、緊急性があり、チームを派遣することが必要であると認められる場合
②県社協は、県からの要請を受け、各協定締結団体に対し、チーム員の派遣を要請。
③各協定締結団体は、協力団体等と調整を行い、県社協に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、チームの構成員を派遣。
④県社協は、③の報告に基づき、チームを編成し、避難所等に派遣。
⑤県社協は、チーム編成と同時に、県及び各協定締結団体へ派遣計画を通知。
　※協定書上では、①～⑤の流れで派遣を行うこととなっているが、緊急性等に応じ各手続きは前後する可能性がある。

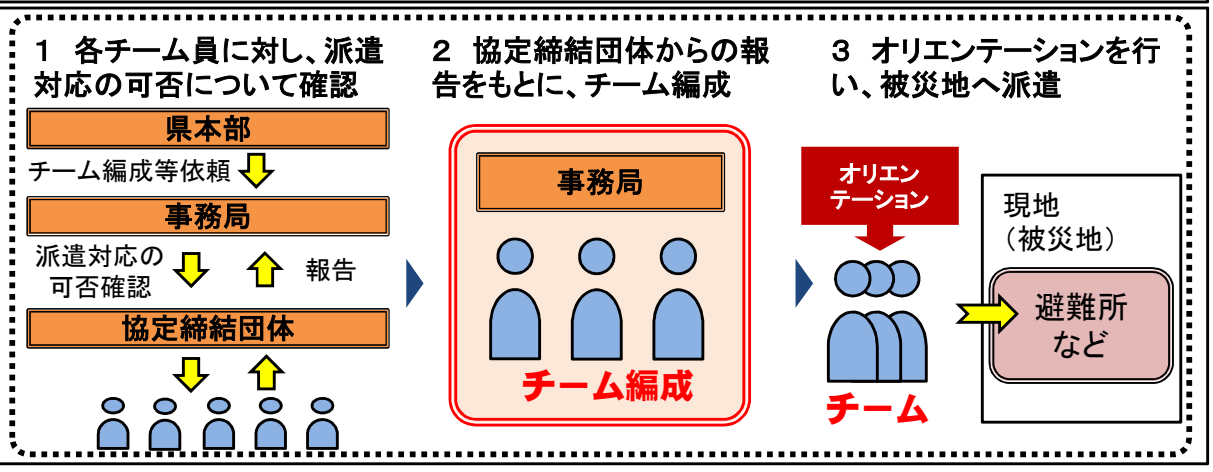

チームの派遣先での活動内容	○避難所、福祉避難所及びその他災害発生時おいて特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という）における福祉ニーズの把握。 ○要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等。 ○避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備。 ○ 上記のほか、必要な福祉支援。

群馬県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

（設置）
第１条　災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うため、群馬県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（構成）
第２条　ネットワークは、会長、副会長及び委員をもって構成する。
２　会長、副会長及び委員は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務等）
第３条　会長はネットワークの会務を総理し、ネットワークの会議（以下「会議」という。）の議長となる。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部会）
第４条　ネットワークに、次条第１号及び第２号に関する事項を調査協議するため「施設間連携部会」を設ける。
２　ネットワークに、次条第３号に関する事項を調査協議するため「福祉専門職支援部会」を設ける。
３　部会の委員は、ネットワークの委員の中から会長が指名するものとする。
４　部会に、部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

（協議内容）
第５条　ネットワークで協議する事項は、災害発生時等における次の内容とする。
(1)　社会福祉施設等の相互応援活動に関すること。
(2)　施設利用者の安全の確保及び施設の安定的な運営に関すること。
(3)　福祉避難所等における要配慮者支援に関すること。
(4)　その他福祉的な支援に関する事項で、会長が付議を要すると認めた事項。

（会議）
第６条　会議は、会長がこれを招集する。
２　別表に掲げる委員の他、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

（支援活動）
第６条の２　ネットワークでは、次に掲げる活動を行う。
(1) 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（平成 28 年 3 月 29 日協定締結）に基づく施設間相互応援
(2) 群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書（平成 29 年 3 月 29 日及び平成 30 年 4 月 24 日協定締結）に基づく災害派遣福祉チームの派遣及び調整。
(3) 災害発生時に(1)及び(2)の活動が円滑に実施できるよう、平時における訓練及び研修等。

（事務局）
第７条　ネットワークの事務局は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会施設福祉課が行う。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、随時会長が定める。

（附　則）
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（附　則）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（附　則）
この要綱は、平成３０年４月２４日から施行する。

（ 別 表 ）

職 務	職 名
会 長	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長
副会長	同 事務局長
委 員	群馬県社会福祉法人経営者協議会 *（役職：以下同じ）* 群馬県社会福祉士会 群馬県介護福祉士会 群馬県精神保健福祉士会 群馬県介護支援専門員協会 群馬県ホームヘルパー協議会 群馬県老人福祉施設協議会 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会 群馬県身体障害者施設協議会 群馬県知的障害者福祉協会 群馬県精神障害者社会復帰協議会 群馬県社会就労センター協議会 群馬県救護施設協議会 群馬県児童養護施設連絡協議会 群馬県母子生活支援施設協議会 群馬県乳児福祉協議会 群馬県保育協議会 ぐんま子育て支援センター連絡会 群馬県医療ソーシャルワーカー協会 群馬県市長会 群馬県町村会 群馬県総務部危機管理室 群馬県こども未来部子育て・青少年課 群馬県こども未来部児童福祉課 群馬県健康福祉部健康福祉課 群馬県健康福祉部介護高齢課 群馬県健康福祉部障害政策課

群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び群馬県社会福祉法人経営者協議会、一般社団法人群馬県社会福祉士会、一般社団法人群馬県介護福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、一般社団法人群馬県介護支援専門員協会、群馬県ホームヘルパー協議会、群馬県老人福祉施設協議会、群馬県身体障害者施設協議会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会、群馬県救護施設協議会、群馬県保育協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県母子生活支援施設協議会、ぐんま子育て支援センター連絡会（以下総称して「丙」という。）は、災害発生時の群馬県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）発生時等において、甲、乙及び丙が相互に協力し、福祉チームを避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）等、福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　福祉チームの活動は、次のとおりとする。

（１）福祉ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

２　その他福祉チームの活動内容の詳細については別途定める。

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、福祉チームへの協力が可能な者について、乙に推薦する。

２　乙は丙から推薦された者をチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、次の各号に掲げる派遣基準に基づき、乙に対し、福祉チームの派遣を要請する。

（１）県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合

（２）避難所等を設置する被災地の市町村から甲に対して福祉チームの派遣要請があった場合

（３）国又は他都道府県から甲に対して福祉チームの派遣要請があった場合

（４）前各号に定める場合のほか、緊急性があり、福祉チームを派遣することが必要であると認められる場合

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、福祉チームの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、福祉チームを編成し、避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の福祉チーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、前条第１項の派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

３　県内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、丙は、要請の有無にかかわらず福祉チームの構成員を待機させる。

（費用負担）

第６条　福祉チームの運営及び活動等に関する費用負担については、第１条の趣旨を踏まえ、甲、乙及び丙の３者が協議の上、決定する。

２　第４条に基づき甲から要請された福祉チームの派遣費用については、別途定める基準により、甲に請求することができる。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において福祉チームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び３者の連携確認のための訓練を、それぞれ年に１度以上実施する。

２　研修及び訓練の内容については、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

（秘密保持及び専門性の尊重）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　福祉チームに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書１９通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

平成２９年３月２９日

甲

群馬県前橋市大手町１－１－１
群馬県知事　大澤　正明

乙

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
社会福祉法人
群馬県社会福祉協議会
会　長　　片野　清明

丙

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
群馬県社会福祉法人経営者協議会
会　長　　中沢　丈一

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
一般社団法人
群馬県社会福祉士会
会　長　　滝澤　俊幸

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
一般社団法人
群馬県介護福祉士会
会　長　　小池　昭雅

群馬県北群馬郡吉岡町陣場９８
群馬県精神保健福祉士会
会　長　　林　次郎

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
一般社団法人
群馬県介護支援専門員協会
会　長　　大澤　誠

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
群馬県ホームヘルパー協議会
会長職務代理者　　富岡　美江子

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
群馬県老人福祉施設協議会
会　長　　津久井　敏夫

群馬県渋川市渋川２９０８－１
群馬県身体障害者施設協議会
会　長　　真下　宗司

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
公益社団法人
群馬県知的障害者福祉協会
会　長　　中島　穣

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
特定非営利活動法人
群馬県精神障害者社会復帰協議会
理事長　　小暮　明彦

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
一般社団法人
群馬県社会就労センター協議会
会　長　　中塚　美子

群馬県太田市龍舞町４１０－１
群馬県救護施設協議会
会　長　　大澤　久男

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
群馬県保育協議会
会　長　　佐藤　憲秀

群馬県前橋市江木町１３０４
群馬県児童養護施設連絡協議会
会　長　　須田　昭司

群馬県太田市熊野町１３－３
群馬県乳児福祉協議会
会　長　　本間　正彦

群馬県前橋市岩神町２－８－２４
群馬県母子生活支援施設協議会
会　長　　内藤　浩一郎

群馬県前橋市新前橋町１３－１２
ぐんま子育て支援センター連絡会
運営委員長　　丸茂　豊

参考資料７

災害福祉支援体制の構築状況

静岡県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

Ⅰ　災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部：静岡県、事務局：静岡県社会福祉協議会
体制名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
設置要綱等	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領 災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書
組織役員	事務局長：静岡県社会福祉協議会会長 委員：　構成団体の代表者等
事務局	静岡県社会福祉協議会
平時における活動	○ネットワーク会議の運営 ○効果的な災害福祉広域支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり等 ○県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築 ○静岡DCATの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理 ○静岡DCAT登録者に対する訓練研修 ○静岡DCAT派遣に係る活動環境整備 ○静岡DCAT受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修 ○災害発生時の静岡DCATのチーム編成 ○支援活動に関する周知、啓発
災害発生時における活動	○被害情報の収集 ○県・関係機関との連絡調整 ○ネットワーク構成団体及び関係各所との連絡調整 ○市町村の派遣要請に基づく静岡DCATの派遣調整・手続き等 ○派遣に係る費用負担の調整 ○その他、派遣に関して必要な事項

構成団体・員

区　分	団　体　等　名
福祉関係	静岡県社会福祉協議会
	静岡県救護更生施設連絡協議会
	静岡県社会福祉法人経営者協議会
	静岡県乳児院協議会
	静岡県母子生活支援施設協議会
	静岡県児童養護施設協議会
	静岡県保育連合会
	静岡県知的障害者福祉協会
	静岡県老人福祉施設協議会
	一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
	静岡県福祉医療施設協議会
	静岡県身体障害児者施設協議会
	一般社団法人静岡県社会福祉士会
	一般社団法人静岡県介護福祉士会
	特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会
行　政	静岡県

Ⅱ　災害福祉派遣チームについて

チーム構成及び資格要件	リーダー：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員　　チーム員：保育士、精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等 （医療福祉等の業務経験が概ね3年以上の者）
1チームあたりの人数	リーダー1人を含む原則5人程度
登録チーム員・施設数	190名・140施設（H30年10月1日現在）

チーム員としての登録に必要な手続き等

①ネットワーク構成団体の会員であって、ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等は、静岡DCAT登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書を静岡県社会福祉協議会会長あてに提出。

②事務局が主催する養成研修を修了後、登録。

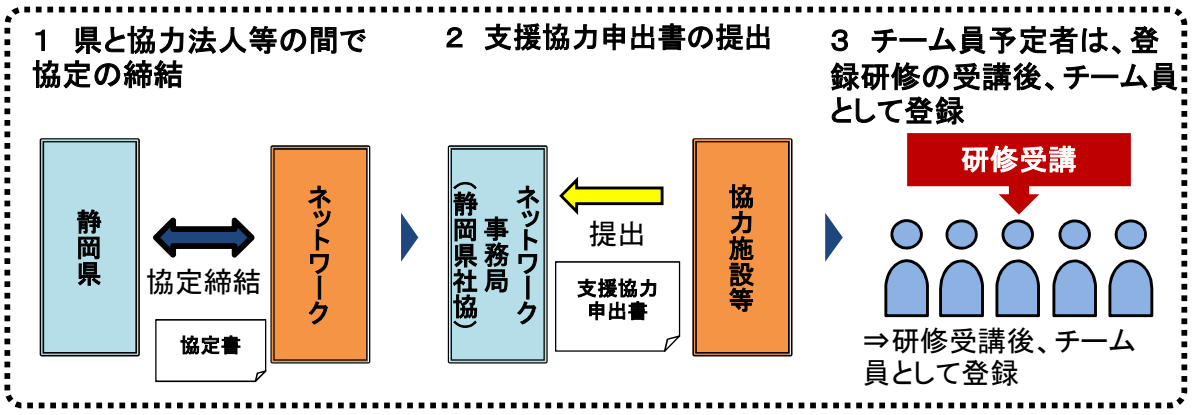

災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

① ネットワークは、避難所等を設置する被災地の市町村長から知事を通じて、静岡DCATの派遣要請を受ける。

② または、国又は他都道府県から避難所等への福祉人材の派遣要請。

③ ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡DCAT登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡DCATを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定を協力法人等の代表者あてに行う。

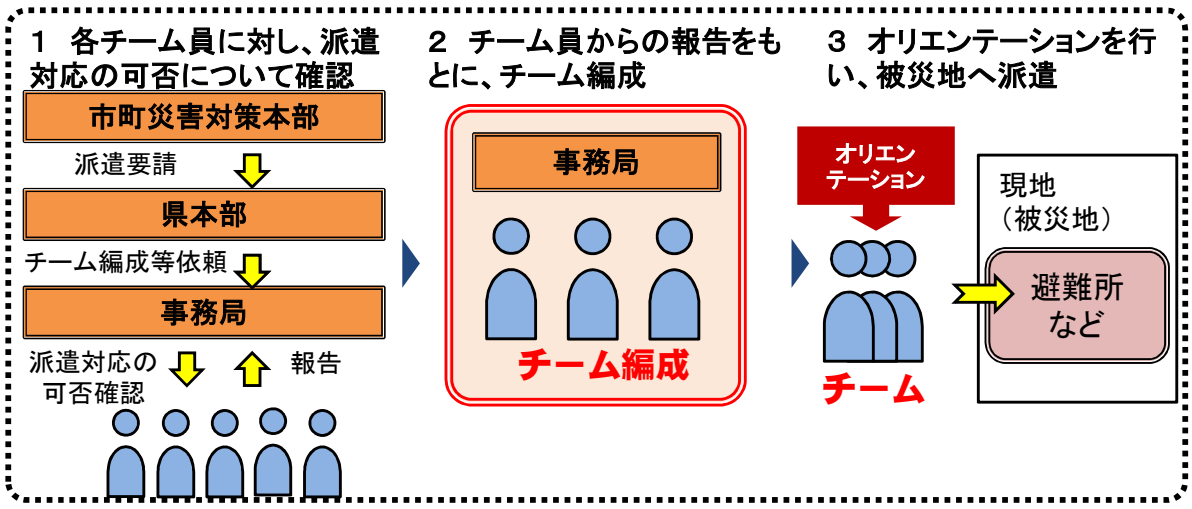

チームの派遣先での活動内容	○被災地域における福祉ニーズの把握活動。 ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援。 ○避難所等における福祉的な課題の解消に向けた調整等。

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱

（目的）

第１条　静岡県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ被災地において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第８条第２項第 15 号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）を支援する福祉人材の確保が困難となり広域的な福祉人材の派遣や受入れが必要とされる場合、静岡県内の福祉関係団体等が連携して災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）を行うことを目的に「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。)」を設置する。

（定義）

第２条　支援活動とは、被災市町村からの要請に基づき、静岡県内の福祉関係団体等が連携・協働して災害発生時に被災地の要配慮者を支援するため、被災地内外から福祉人材が不足している被災地に福祉人材を派遣することにより、避難所や福祉避難所等における要配慮者の福祉的ニーズ等に対応することなどをいう。

（支援活動）

第３条　ネットワークは、次に掲げる支援活動を実施する。

(1) 災害発生時（発災後、おおむね１か月以内の応急期）の災害派遣福祉チーム（以下「静岡ＤＣＡＴ」という。）の派遣及び派遣に関する所要の調整に関すること。

(2) 支援活動の仕組みづくりに関すること。

(3) 静岡ＤＣＡＴの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理、並びに訓練研修に関すること。

(4) 静岡県内の福祉関係団体等との連絡・情報共有に関すること。

(5) 支援活動に関する県内への周知・啓発に関すること。

(6) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

（構成団体）

第４条　ネットワークは静岡県内の福祉関係団体等で構成し、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長をネットワークの代表に充てる。

２　ネットワークの事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置く。

３　ネットワークへの加入を希望する静岡県内福祉関係団体等は、「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入同意書」（様式１）をネットワーク事務局に提出するものとする。

（会議）

第５条　第３条に定める支援活動を円滑かつ効果的に推進するため、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

２　ネットワーク会議の委員（以下「委員」という。）は、ネットワーク加入団体、静岡県関係部局に属する者をもって構成する。

３　委員は、第２項に掲げる構成団体等からの推薦に基づき、県社協会長が委嘱する。

４　委員の任期は２年とし再任を妨げない。ただし補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

５　ネットワーク会議に、委員長及び副委員長各１人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選をもって選出する。

６　委員長は会議を代表し、会務を総括する。

７　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

８　ネットワーク会議は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。

９　ネットワーク会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは助言を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月２５日から施行する。

別表　静岡県災害福祉広域支援ネットワーク構成団体（平成２８年１２月現在）

（１）静岡県社会福祉法人経営者協議会
（２）静岡県救護更生施設連絡協議会
（３）静岡県乳児院協議会
（４）静岡県母子生活支援施設協議会
（５）静岡県児童養護施設協議会
（６）静岡県保育所連合会
（７）静岡県知的障害者福祉協会
（８）静岡県老人福祉施設協議会
（９）一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
（10）静岡県福祉医療施設協議会
（11）静岡県身体障害児者施設協議会
（12）社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（事務局）
（13）一般社団法人静岡県社会福祉士会
（14）一般社団法人静岡県介護福祉士会
（15）特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

（様式１）

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入同意書

平成２８年　　月　　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会　会長　様

住所
団体名
代表者

○○○○○（構成団体名）の全会員は、別紙の静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱のほか、関係諸規程の内容に異議はなく、設置要綱第４条に規定する構成団体に加入することを同意します。

【団体の概要】

１　名称	印
２　代表者名	
３　所在地	〒
４　電話・ＦＡＸ メールアドレス	TEL　　FAX E メールアドレス

送付先　〒420 - 8670　静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
静岡県社会福祉協議会　福祉企画部経営支援課

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領

（目的）

第１条　この要領は、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱第６条に基づき、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営等に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　ネットワークの平常時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（１）ネットワークの会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関すること。

（２）効果的な災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等に関すること。

（３）県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築に関すること。

（４）災害派遣福祉チーム（以下「静岡ＤＣＡＴ」という。）の派遣に協力できる人員の事前登録及び管理に関すること。

（５）前号の事前登録者（以下「静岡ＤＣＡＴ登録者」という。）に対する訓練研修に関すること。

（６）静岡ＤＣＡＴ派遣に係る活動環境整備に関すること。

（７）静岡ＤＣＡＴ受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修に関すること。

（８）災害発生時の静岡ＤＣＡＴのチーム編成に関すること。

（９）支援活動に関する周知、啓発に関すること。

２　ネットワークの災害発生時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（１）被害情報の収集に関すること。

（２）県・関係機関との連絡調整に関すること。

（３）ネットワーク構成団体（以下「構成団体」という。）及び関係各所との連絡調整に関すること。

（４）市町村の派遣要請に基づく静岡ＤＣＡＴの派遣調整・手続き等に関すること。

（５）派遣に係る費用負担の調整に関すること。

（６）その他、派遣に関して必要な事項に関すること。

（構成団体の役割）

第３条　構成団体は、支援活動を円滑に行うために、次の事項を実施する。

（１）支援活動の普及・啓発に関すること。

（２）静岡ＤＣＡＴ登録者の確保に関すること。

（３）静岡ＤＣＡＴ登録者に対する訓練研修への参加協力に関すること。

（４）災害発生時の情報収集、情報伝達等に関すること。

（５）災害発生時の静岡ＤＣＡＴ登録者に対する出張派遣等の調整に関すること。

（６）災害発生時の静岡ＤＣＡＴが行う支援活動の技術的支援に関すること。

（７）その他、支援活動に必要な事項に関すること。

（静岡ＤＣＡＴ登録者の申出）

第４条　構成団体の会員であって、ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等（以下「協力法人等」という。）は、静岡ＤＣＡＴ登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書（様式第１号）を静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長あてに提出する。

２　静岡 DCAT 登録者として派遣される人員は、医療福祉等の業務経験が概ね３年以上の者とする。

３　支援協定書に基づき、県社協では、静岡ＤＣＡＴ登録者の管理を行う。

４　静岡ＤＣＡＴ登録者となる福祉専門職は、次のとおりとする。

登録区分	名　称
リーダー資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
資格・職種	上記の資格者、実務者研修修了者、精神保健福祉士、生活相談員、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、業務調整員（事務員）等
その他	県社協会長が認めた者

５　協力法人等は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに県社協に報告する。

（災害発生時の情報体制）

第５条　県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際、静岡県健康福祉部（以下「県健康福祉部」という。）との間で、速やかに支援活動に必要な情報共有を図る。

２　ネットワークは、必要に応じて支援活動に関する情報を構成団体に伝達する。また、構成団体に対し、情報の収集、及び提供等を依頼することができる。

３　構成団体は、必要に応じて支援活動に関する情報をそれぞれの会員へ伝達する。

４　ネットワークは、構成団体から得た情報を、必要に応じて県健康福祉部へ情報提供する。

（派遣基準）

第６条　静岡ＤＣＡＴの派遣基準は以下のとおりとする。

（１）避難所又は福祉避難所並びに、その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）を設置する被災地の市町村長から知事を通じて静岡ＤＣＡＴの派遣要請があった場合

（２）国又は他都道府県から避難所等へ福祉人材の派遣要請があった場合

（派遣要請等）

第７条　ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡ＤＣＡＴ登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡ＤＣＡＴを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定（様式第２号）を協力法人等の代表者あてに行う。なお、ネットワークは、通信が困難又は急を要する場合等においては様式に限らない口頭による派遣依頼等を行うことができるが、この場合については、改めて様式に基づく派遣決定を発出するものとする。

２　知事は、静岡ＤＣＡＴの派遣要請の連絡を行う際には、関係機関と調整の上、派遣先で想定される業務及び現場の状況等の必要な情報についてネットワーク事務局に伝達するものとする。

（活動内容・期間）

第８条　静岡ＤＣＡＴは原則として、市町村が設置する避難所等において以下の活動を行うものとする。

（１）被災地域における福祉ニーズの把握活動

（２）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援

（３）避難所等における福祉的な課題の解消に向けた調整等

２　静岡ＤＣＡＴを被災地に派遣する際には、ネットワーク事務局が各静岡ＤＣＡＴにリーダー１人を含む原則５人程度のチームを編成して派遣を決定する。なお、派遣決定後の連絡調整はリーダーを中心に行う。

３　静岡ＤＣＡＴの活動期間は、移動日も含め、原則として１チームについて７日間程度とする。

（指揮命令）

第９条　派遣決定された静岡ＤＣＡＴは、現地災害対策本部の避難所責任者または現地避難所等の運営責任者の指揮下に入り、支援活動を実施するものとする。

（移動手段）
第10条　静岡ＤＣＡＴが支援活動先等へ移動する場合の手段は、原則として協力法人等が確保する。
（活動報告）
第 11 条　派遣された静岡ＤＣＡＴは、活動終了後に活動状況、及び移動方法等について記載した活動報告書（様式第３号）を県社協会長あてに提出する。
（訓練研修）
第 12 条　ネットワークは、静岡ＤＣＡＴ登録者の災害支援に関する知識・技術の向上等を図るため、研修及び訓練等を実施するとともに、関係機関と調整し静岡ＤＣＡＴ受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修を企画し、実施する。
（支援活動環境整備）
第 13 条　ネットワークは、静岡ＤＣＡＴが支援活動を行うに当たって必要な資機材等の整備を行うなど、支援活動の環境整備に努める。
（補則）
第14条　この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２８年１１月２５日から施行する。

（様式第１号）

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
支援協力申出書

年　月　日

静岡県社会福祉協議会会長　様

法人所在地
法人名
法人代表者氏名　㊞
施設所在地
施設名
施設代表者名　㊞
担当者氏名
連絡先 TEL
FAX
E-mail アドレス

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領第４条第３項の規定に基づき、災害派遣福祉チーム（静岡ＤＣＡＴ）の支援協力について、下記職員数を静岡ＤＣＡＴ登録者数として申し出ます。

資格職名 又は職種	人数	※登録予定者氏名 （未記入でも可）
（例） 介護福祉士	5	救出太郎　支援花子　福祉次郎
生活相談員	1	

（様式第２号）

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DCAT派遣決定書

年　　月　　日

●●●法人　　理事長　様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長

〇〇（国・他都道府県・市町）から静岡県知事を通じた派遣要請に基づき、下記のとおり静岡ＤＣＡＴチーム員の派遣を決定します。

氏　名	資格等	活動先	活動期間	連絡事項

注）第８条第２項に規定するリーダーの指名については、連絡事項に記載

（様式第３号）

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DCAT活動報告書

年　　月　　日

静岡県社会福祉協議会会長　様

リーダー氏名　●●●●

下記のとおり支援活動に従事しましたので、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	活動内容	チーム員氏名
				1.
				2.
				3.
				4.
				5.

（所感）

（伝達事項）

（その他連絡事項）※課題等

（別紙）

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DCAT活動経費報告書

年　　月　　日

静岡県社会福祉協議会会長　様

活動者氏名　●●●●

下記のとおり支援活動経費について、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	移動方法	宿泊先

支出区分	金額（円）	備　考
旅費 鉄道航空運賃 高速道路利用料 宿泊費		※活動期間中の車による走行距離　　㌔
需用費 消耗品費 燃料費 修繕費		
役務費 通信運搬費 雑役務費		
使用料及び賃借料		

※活動経費について

1．領収書又は支払い証明書を添付すること。

2．災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、救助法の定めるところにより国庫負担割合に応じて国・県が派遣経費を負担する。

3．前号に掲げる以外の場合、静岡 DCAT 派遣を要請した市町も含めて協議の上定める。

災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

（派遣協力の内容）
第２条　乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。
(1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
(2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

（派遣協力等の要請）
第３条　甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。
２　前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

（報告）
第４条　乙は、第２条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。
２　乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（派遣者の身分及び指揮命令）
第５条　乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。
２　乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

（派遣に要する費用）
第６条　乙が第２条に掲げる業務を行うために要した費用（以下、「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　救助法による救助費の支弁対象となる場合　救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
(2)　前号に掲げる場合以外の場合　甲と被災自治体が協議の上決定する。

（損害補償）
第７条　乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

（実施細目）
第８条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）
第10条　この協定は、平成29年３月29日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成29年３月29日

（甲）　静岡県知事　川勝　平太

（乙）　静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
代表　社会福祉法人静岡県社会福祉協議会　会長　神原　啓文

参考資料８

西日本豪雨災害における
災害派遣福祉チームの活動について

岡山県提供資料
（岡山県社会福祉法人経営者協議会事務局）

災害派遣福祉チームとは（避難所で配布しているチラシより）

お困りのことがありましたら、私たちにお声かけください。
きいろのジャンパー（ビブス）を着ています。

〔チーム紹介〕

私たちは、福祉の資格をもった関係者が集まった支援チームです。

普段は、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育園等の社会福祉施設や病院で働いており、施設利用者の介助や困りごとの相談に応じています。

社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの資格を持っていますので、体調のすぐれない方やご年配の方、こんなことをお手伝いしてほしいといった困りごとがあればご相談ください。

保健師のチームやDMAT（医療）チーム、JRAT（リハビリ）チームなどと連携しながら、支援していきますので、困ってそうな方や体調のすぐれない方を見かけたら、お知らせください。お話をお聞きするためにお伺いもさせていただきます。

Point

災害派遣福祉チームとは

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔活動内容〕
・高齢の方や障がいのある方、配慮を必要とする方への生活支援、環境整備
・医療救護班（DMAT）、保健活動班（保健師）、JRAT（リハビリ）などの
　　専門職チームと連携した診察（診療）の同行やアセスメント調査の実施、見守り・声かけ
・社会福祉施設への受入調整や相談などの調整（コーディネート）
・なんでも相談コーナーの開設による被災者ニーズの把握と相談対応
・つどいの場（ふれあいサロン活動）の提供による居場所や仲間づくり、交流の場など

〔設置場所〕
　倉敷市真備町内の避難人数の多い
　岡田小学校・薗小学校・二万小学校の3ケ所

〔主な活動内容〕
〇岡田小学校（7/10~）
　アセスメント（ラウンド）・要配慮者支援・環境整備
　なんでも相談・つどいの場（ふれあいサロン）
〇 薗 小学校（7/16~）
　アセスメント（ラウンド）・要配慮者支援・環境整備
　なんでも相談・つどいの場（ふれあいサロン）
〇二万小学校（7/18~）＝なんでも相談・環境整備

3

災害派遣福祉チームとは

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔名称〕
　災害派遣福祉チーム　DWAT＝Disaster Welfare Assistance Team
　　DCAT＝Disaster Care Assistance Team

〔岡山県における取組状況〕
　平成29年度
　　5月、県社協を事務局に、経営協・老施協会員に呼びかけ、
　　災害派遣福祉チーム員を推薦募集。
　　12月、推薦者（117名）を対象に、災害派遣福祉チーム員養成研修を開催。
　　1月、岡山県主催の災害関係の研修会において、
　　災害派遣福祉チームの組成状況を報告。
　　3月、岡山県と災害派遣福祉チームの派遣要請に関する考え方を協議。
　　全国経営協のモデル事業の受託により、「岡山DWAT」のビブスを作成。

　平成30年度
　　5月、厚労省社援局長「災害時の福祉支援体制の整備」が発出。
　　6月、県内6種別協・6職能団体による災害派遣福祉チーム推進会議を開催。

Point

4

西日本豪雨災害における岡山県の被災状況

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

・岡山県では河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が相次いで発生。全半壊・浸水家屋数は少なくとも14,000棟にのぼり、県内の風水害による被害としては戦後最悪。

・倉敷市真備町では7日朝までに小田川と支流の高馬川などの堤防が決壊し、広範囲が冠水。真備町だけで51人の死亡が確認、ほとんどが水死とみられる。

・土木学会の調査によると、浸水の深さは南北1km・東西3.5kmの範囲で5メートルを超え、最大で5.4メートルに達したとみられる。浸水範囲は真備町の4分の1にあたる1,200ヘクタールに及んだ。

・真備町における堤防の決壊箇所は小田川で2箇所、支流の川で6箇所が確認され、小田川では他にも6箇所で法面の崩落が確認されている。

西日本豪雨災害における支援経緯（時系列）

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔7月6日（金）〕

7月6日（金）22時00分 － 真備町全域に避難勧告
7月6日（金）22時40分 － 倉敷市に大雨特別警報
7月6日（金）23時45分 － 小田川南側に避難指示（緊急）
7月7日（土） 0時47分 － 国土交通省が小田川右岸で堤防から水があふれているという緊急速報メールを配信
7月7日（土） 1時30分 － 小田川北側に避難指示（緊急）
7月7日（土） 1時34分 － 国土交通省が高馬川で堤防の決壊を確認
7月7日（土） 6時52分 － 国土交通省が小田川で堤防の決壊を確認

〔7月7日（土）〕

倉敷市真備町は浸水により近づけず。消防・自衛隊による人命救助が展開。
県内のJR等公共交通機関も不通。

〔7月8日（日）〕

総社市のさくばらホームが床上浸水により施設機能不能、利用者100名を老施協・経営協会員法人にて1次避難を調整、9日（月）までで移送終了。

西日本豪雨災害における支援経緯（緊急期）

〔7月9日（月）〕／DWAT第1回緊急会議

・経営協財前会長、福原副会長（兼:老施協副会長）、山口副会長、障施協五代儀会長、クムレ小橋氏、県社協事務局にて緊急会議を開催。

⇒最も大きい避難所である岡田小学校に、被災者の情報収集を目的に、DWAT先遣隊（5名）の派遣を決定。

⇒8月13日（第9クール）までのDWAT派遣調整を開始（種別協・職能団体）。

⇒現地コーディネーター（現地Co）として、（社福）クムレ小橋氏の派遣を決定。

Point

7

西日本豪雨災害における支援経緯（緊急期）

〔7月10日（火）〕／先遣隊5名

・DWAT先遣隊派遣について、岡山県から倉敷市を通じて伝達したが、岡田小学校には伝わらず。

・先遣隊の活動支援として、京都DWATの華頂短大武田教授、富士通総研名取氏が現地入り(7/10)。

・現地Coが岡田小学校校長並びに岡田小学校避難所責任者の倉敷市派遣職員へ接触、校長の前向きな受入意向と、たまたま顔なじみの倉敷市職員がいたため、比較的スムーズに医療・保健分野が常駐している職員室に入ることができた。

・早速、医療チーム（DMAT）の診察に同行。
　診察後の要配慮者に対する継続的なフォローを要請される。

・保健師チームとラウンドを実施。

・避難所内における要配慮者のリスト化に取り組む。

・当初は先遣隊の目的は情報収集だったが、福祉分野の活動が求められていることが分かったため、医療チーム（DMAT）・保健師チームと連携した具体的な活動を展開する。

Point

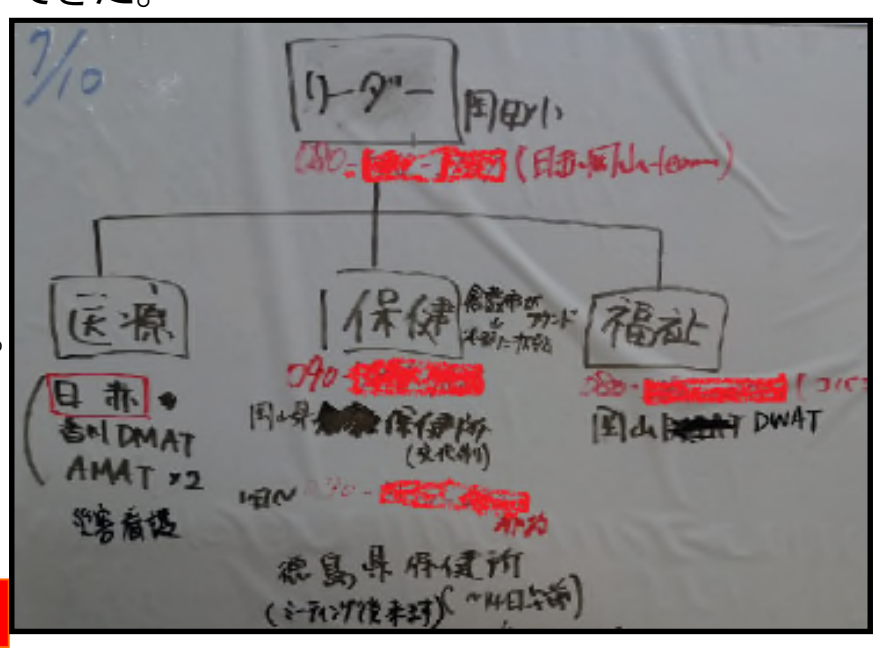

8

西日本豪雨災害における支援経緯（緊急期）

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔7月11日（水）〕／先遣隊5名

・倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議（KuraDRO）」にて、医療チーム（DMAT）が岡山DWATの取組を報告、福祉分野の関わりの重要性を認識いただき、倉敷市保健所より本会議への参画要請がある。これにより、避難所における医療・保健・福祉の連携した支援体制が構築される。 **Point**

・先遣隊・第1クールの活動支援として、岩手県社協（岩手DWAT）加藤氏（7/20）・千葉氏（7/17）が現地入り。

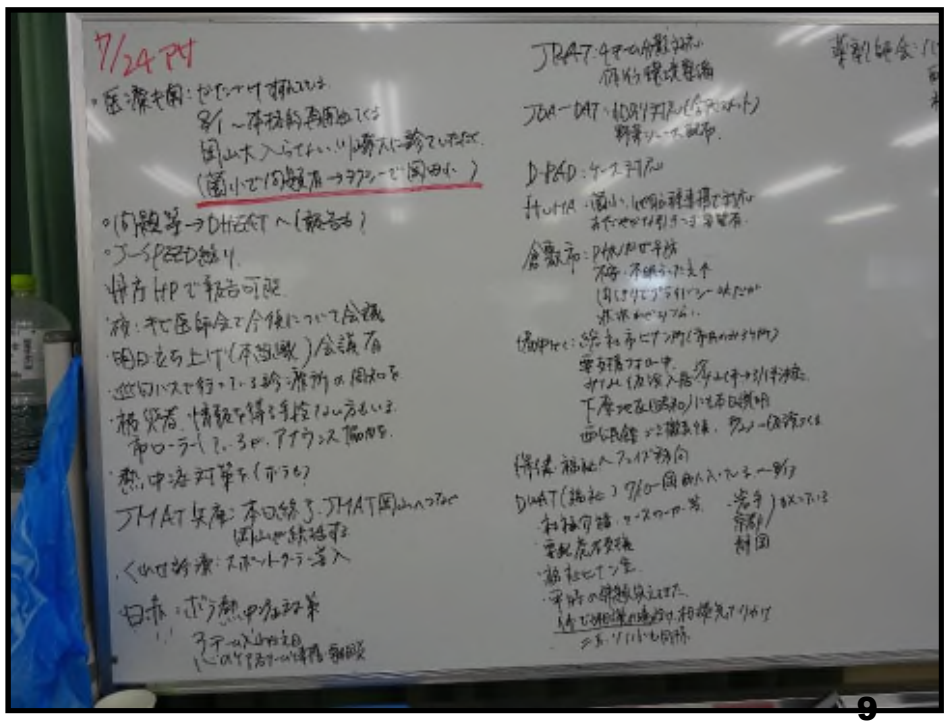

西日本豪雨災害における支援経緯（緊急期）

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔7月12日（木）〕／先遣隊5名⇒第1クール6名+Co

・岡田小学校において、岡山DWAT（第1クール）が現地入り。

・倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議（KuraDRO）」で、県社協よりDWATの活動を全体会において報告、岡山DWATは1チームのみ岡田小学校へ、他県DWATの派遣については倉敷市・岡山県を通じて派遣要請が必要の旨を説明。

岡山DWATの1日の流れ

6:45　クムレ「栗の家」出発　　7:20　小学校到着
8:00　全体ミーティング（関係者全員）
8:30　福祉ミーティング（保健師・JRAT・看護師等）
　・本日行うべきことに対する役割分担等、複数チームに分かれ、
　　ラウンド＆環境面等へのアプローチ対策（医療・保健分野との連携）
9:00　なんでも相談（体育館）での相談開始（ローテーション～16:00）
　・ラウンド（アセスメント）開始
10:30　DWATミーティング（コーディネーター・リーダー・サブ）
11:30　軽体操教室受付補助（体操教室終了後、集いの場として活用）
12:30　休憩（1時間程度：ローテーション）
13:30　福祉医療ミーティング（保健師・JRAT・巡回看護師等）
　・午前の振り返り・調査、医療ミーティングや全体ミーティングに向けた整理
15:30　全体ミーティング（倉敷市・保健師・JRAT・ピースボート等）
16:10　DWATミーティング（DWAT全員）
　・相談コーナー件数の報告・明日行うべき事項に関する相談
16:30　記録
17:00　終了

11

岡山DWATの現地体制図

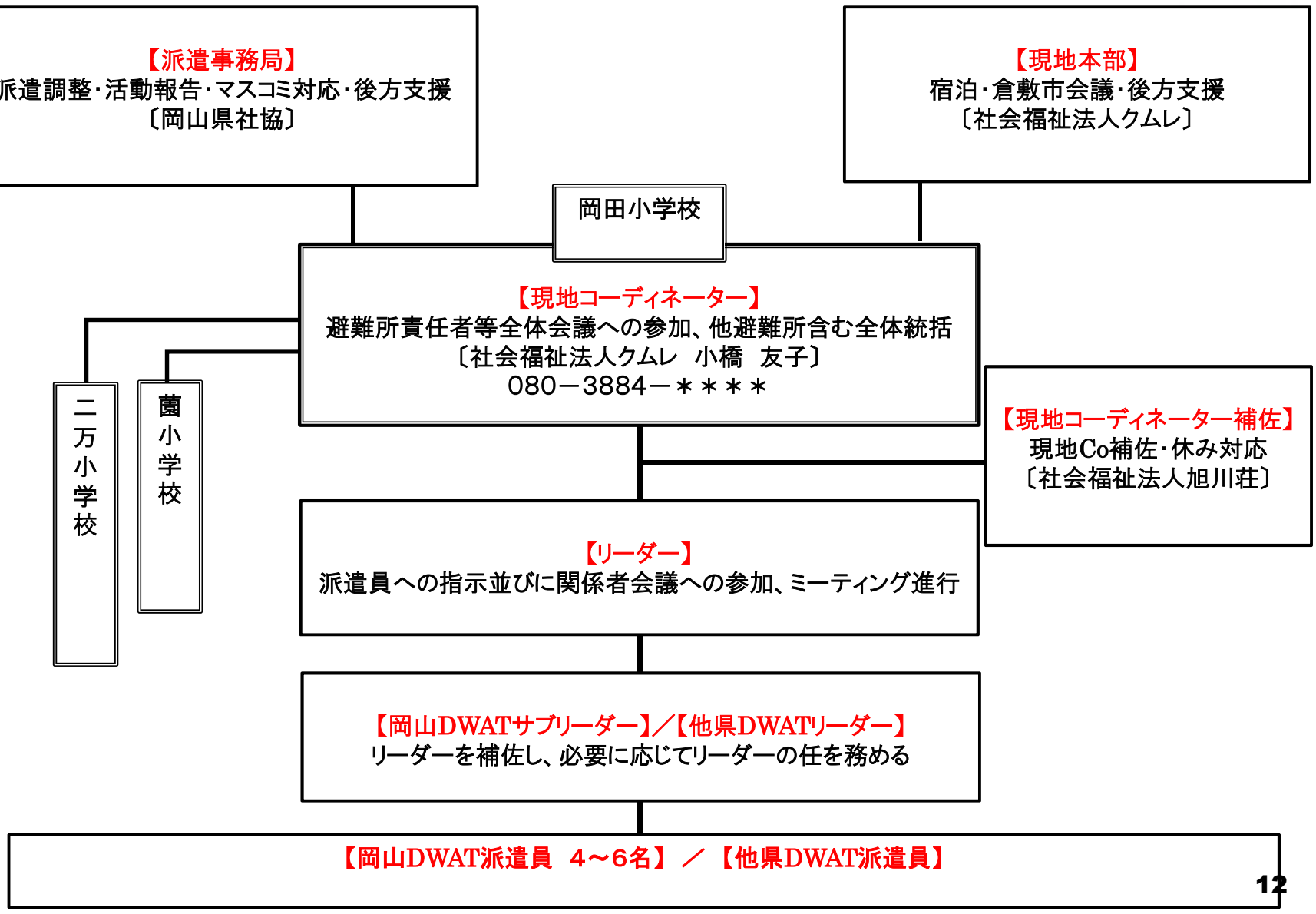

12

岡山DWATの主な活動

〔アセスメント・ラウンド〕※医療チーム・保健師
・医療救護班（DMAT）や保健師チーム、JRAT（リハビリ）などの専門職チームと連携し、避難所内の要配慮者を中心に、心身の状態の確認や生活環境の確認、声かけを行う活動。

〔要配慮者支援〕※保健師・JRAT
・アセスメントを通して見えてきた問題や福祉的な支援が必要な方々に対して、例えば、福祉施設利用に向けて福祉関係機関やケアマネへの連絡調整や、虐待案件の通報など必要な支援を行う活動。仮設住宅への転居や避難所の閉鎖の段階では、積極的に地元の関係機関に引き継いでいく活動。

〔環境整備〕※ﾋﾟｰｽﾎﾞｰﾄ・JRAT・避難所運営班
・避難所内の公衆衛生の向上をはかるためのトイレやごみ箱等の定期的な清掃活動や下駄箱やスロープ設置提案等の段差解消など福祉的な視点に立った環境整備にむけた活動。

13

岡山DWATの主な活動

〔なんでも相談コーナー〕
・被災者の置かれた状況は段階に応じて変わっていくため、いつでもなんでも相談できるブースを設け、傾聴の姿勢で被災者の相談支援にかかわる活動。

〔つどいの場（ふれあいサロン活動）〕※JRAT・AMDA
・介護予防や仲間作り・交流の場として、軽体操や茶話会を行う活動。

〔DWATメンバーの5日間の活動から見えてきたこと〕
・1日目は前クールからの引継ぎを受けて不安感いっぱいな状況。2日目～4日目と活動していく中で、普段の業務とは異なる環境・状況のなかで責任感・分野を超えたコミュニティソーシャルワーカー的な活動を展開、5日目には保健師等関係者や被災者からも声をかけていただける信頼関係を構築されている。

14

西日本豪雨災害における支援経緯（応急期①）

〔7月15日（日）〕／第1クール6名+Co・・・ニーズに基づいたDWAT活動の拡大

・岡田小学校のほかにも、薗小学校並びに二万小学校の避難所状況を把握、2つの小学校にも福祉的な支援の必要性があることを確認、県外からのDWAT応援チームを要請する方向で調整を開始。

・倉敷市より岡山県に対して県外DWATの派遣要請があり、京都・岩手DWATに対して派遣要請が行われる。県外DWATは京都6チーム、岩手2チーム、静岡3チーム、群馬2チーム、青森2チームが応援に入る。

・岡田小学校でのDWATの主な活動 Point

7月10日（火）～医療チーム・保健師と連携しアセスメント（ラウンド）、環境整備
7月13日（金）～体育館になんでも相談コーナーを開設
7月18日（水）～AMDAやJRATと連携し、軽体操（つどいの場）を実施

〔7月18日（水）〕

・岡山DWAT2名が二万小学校において活動開始（なんでも相談、環境整備）。

〔7月19日（木）〕

・岩手DWAT第1クール4名が薗小学校において活動開始。

〔7月20日（金）〕

・京都DWAT第1クール4名が岡田小学校において活動開始。

西日本豪雨災害における支援経緯（応急期①）

〔7月20日（金）／DWAT第2回緊急会議

・県社協において、DWAT第2回緊急会議を開催、今までのDWAT活動の報告を行い、活動期間を8月13日（第9クール）から9月2日（第13クール）まで延長することを確認する。

・DWAT第2期募集（第9～13クール）を開始。

〔7月23日（月）〕／発災3週目・・・地元医療機関の再開に伴い、県内外の医療チーム撤退

・緊急期を過ぎたため、全国から派遣されていた医療チーム（DMAT・JMAT・AMAT）が撤収、地元医師会や病院協会へ活動の引継ぎが進む。

・DWATとしての主な連携先は、医療チームから、保健師チーム・JRAT等の見守もりやリハビリ関係の団体に移行。

・倉敷市の高齢者支援センターや保健師チームの活動が本格化、避難所の避難者と在宅の避難者のニーズ把握（アセスメント）が始まる。

・避難所内におけるDWAT活動がある程度ルーティーン化しつつある現状を踏まえ、現地Coと協議し、現在のDWAT活動については、徐々に地元倉敷市等への引継ぎ等の準備を進めていくことを確認、県外DWATは8月21日（火）までとし、以降は岡山DWATで対応していく方向で調整を進めていくことを確認する。 Point

岡山DWATの派遣職員〔第2期〕募集要項

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

【目　　的】　西日本を中心とした豪雨災害（平成30年7月豪雨）によって地域住民が避難されている一般避難所において、県内の福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等）、社会福祉施設等の介護従事者等を派遣し、福祉的支援が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、子ども等）への支援活動を行う。

【活動期間】 平成30年8月13日（月）から9月 2日（日）のうち5日間

【活動場所】 一般避難所　岡田小学校・薗小学校・二万小学校

【募集職員】 ・災害派遣チーム（DWAT）員の活動メンバーとして推薦いただいている職員
・相談支援業務に携わっている職員、・災害福祉支援の経験のある職員等

【活動方法】 1クール5日間、4～6名程度で編成、初日と最終日に前後チームと引継ぎ

【活動方針・予定】

第2期DWAT活動として、緊急期や応急期初期の支援活動は終了し、現在は避難期間の長期化による、要配慮者の悪化防止に力をそそいでいく段階となる。よって、アセスメント等の支援が減少し、なんでも相談による傾聴対応やつどいの場（ふれあいサロン活動）の場の提供を通した介護予防教室や軽体操の実施等によるストレス解消を主体に活動されている。あわせて、支援終了・DWATの撤収を見据え、地元支援者への引継ぎを想定したアセスメントシート、対応記録等の情報整理を進め、地元への橋渡しを行う時期になる。

【保険による補償について】

各法人・施設からの派遣（出張扱い）の場合は、通常の労災等の適用でお願いいたします。

17

西日本豪雨災害における支援経緯（応急期②）

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

〔8月6日（月）〕／発災5週目・・・今後の活動引継ぎに向けて、倉敷市社協と初めての連携

・倉敷市社協松岡氏と岡山DWATが取り組んできた避難所におけるつどいの場（ふれあいサロン活動）の引継ぎに向けた意見交換を行う。8月まではDWATで活動継続し、その後倉敷市社協へ引き継ぐことを前提に、岡田・薗小学校避難所責任者に対し、つどいの場（ふれあいサロン活動）の必要性と場所の提供について要請を行うことを確認する。

・岡田小学校において、住まいのアンケートの実施を受けて、なんでも相談コーナーに不安や苦情を訴える避難者が増加、しっかり傾聴していくことで避難者自身の気持ちの整理を支援する。

・備中保健所で開催していた「県南西部災害保健医療活動調整会議」が医療関係者の撤収等に伴い終結を迎え、今後は倉敷市保健所を会場に保健師を中心とした各避難所の活動報告を行っている「倉敷市災害保健医療ネットワーク（KuraDRON）」に岡山DWAT・JRAT・AMDA等各団体が参画。

18

西日本豪雨災害における支援経緯（応急期②）

〔8月13日（月）〕／発災6週目・・・今後の生活再建・学校再開に向けた動きが加速

・8月上旬、小学校避難者を対象に「住まいに関する状況調査」が実施される。これは、9月からの学校再開に向けた現状把握の意味合いでもあり、みなし仮設や仮設住宅等への転居状況を把握し、校舎内の被災者を体育館に集約していくことをねらいとしている。

・8月10日、倉敷市内に設置される仮設住宅の当選発表があり、なんでも相談コーナーの相談が増加。DWATとしては、引き続き傾聴の姿勢で、相談支援に対応。

・県外DWATは、岩手（2クール）・静岡（3クール）・群馬（2クール）・京都（6クール）・青森（2クール）が派遣され、8月21日の青森チームをもって県外応援派遣は終了。

・発災から1カ月が過ぎ、岡山DWATとしての収束期に入ったことを踏まえ、避難所内の要配慮者については、再度状況把握を行い、見守りから福祉関係機関等へのつなぎを意識した支援に移行中。

・今後、要配慮者のなかには、みなし仮設住宅等へ転居していく予定の方もおられることから、本人（家族）の了承を得て、地元福祉関係機関への引継ぎや保健師への情報提供を積極的に行っている。

19

西日本豪雨災害における支援経緯（活動移行期）

〔8月19日（日）〕／発災7週目・・・学校再開に向けた校舎内被災者の体育館集約

・8月上旬から調整を行ってきた住まいのアンケートを踏まえ、9月からの学校再開に向け、校舎内の被災者の体育館への集約が行われるとともに、校舎内の清掃活動が行われる。

・倉敷市社協や地元団体・NGO主催で、各小学校を会場に、夏祭り等のイベントを開催、束の間の息抜きや子どもたちの笑顔、交流の場が見られる。

・学校再開に向け、DWATや保健師チームが常駐していた現地本部のスペースもいつまで利用できるのか不透明、被災者だけではなく、支援者の居場所も含め、徐々に縮小に向けた動きが加速。

・DWATでは、みなし仮設住宅や福祉施設等の利用につながった利用者、今まで継続して支援してきた要配慮者ひとりひとりの情報提供書（仮）を作成、本人（家族）の了承を得て、地元福祉関係機関への引継ぎを確実に行うとともに、体育館内の配慮を必要とする方を極力少なくするよう積極的な関わりを展開する。

20

西日本豪雨災害における支援経緯（活動移行期）

〔8月27日（月）〕／発災8週目・・・学校再開に向けた校舎内被災者の体育館集約
・今週で小学校運動場で行っていた炊き出し終了。テントも撤収予定。

・つどいの場（ふれあいサロン活動）の継続実施に向け、倉敷市社協と協議を行いながら、サロンの開催場所（体育館・コンテナハウス・公民館分館）の検討協議を継続。はっきりとした場所は確保できないが、つどいの場の目的・ねらいを説明していきながら、継続していくことを現地Coと確認する。

・27日（月）、DWAT第3回緊急会議を開催、DWAT員を派遣していただいた県内の6種別協・3職能団体に対し、今までのDWAT活動の報告を行うとともに、現状ならびに今後の支援見通しを説明、9月からつどいの場（ふれあいサロン活動）の活動展開に向け、協力を呼びかける。

・現地Coと協議し、つどいの場の運営に向けて、最終的な調整を進める。

・県内6種別協・3職能団体に対し、つどいの場（ふれあいサロン活動）の職員派遣要請。

岡山DWATの今後の取組

・岡山DWATでは、小学校に避難している被災者を対象に、保健師やJRAT等と連携して、避難生活の長期化に伴う体調の悪化防止や介護予防の取組を実施してきた。

県内DWAT派遣数	13クール（39チーム）	262名		
県外DWAT派遣数	15チーム	66名	計328名	

・すでに発災から1ケ月以上が過ぎ、被災者の中には、みなし仮設住宅への転居や生活再建に向けた復旧・復興に向けた動きがみられるなか、9月からの小学校再開に伴う体育館への被災者の集約や県外保健師、JRAT、DWAT等の撤収に伴う支援関係団体の減少を踏まえ、今後は、地元倉敷市を主体とした見守り・相談支援体制に移行する段階に入っている。
・岡山県・倉敷市においては、被災者見守り・相談支援体制の構築(＊)を進めているが、現段階では10月にならないと立ち上がらない状況となっている。
・岡山DWATとしては、9月2日（日）をもって常駐派遣を終結したが、今後、被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの期間、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWATで取り組んできた「つどいの場（ふれあいサロン活動）」を9月末まで展開した。

DWAT活動の成果と課題

〔成果・評価〕

①被災地において福祉分野の活動が求められていることがわかった

②岡山県内の関係者が避難所に常駐したことで、被災者からの信頼感が高かった

③DWATの一員として、被災地において実際に活動展開したことで、隊員一人ひとりのスキルやノウハウが蓄積できた

④岩手県や京都府等をはじめ、先進的に取り組んでいる県外DWATの応援・支援をいただきながら、発災当初から具体的な活動を展開したことで、緊急期・応急期・活動移行期等のニーズや環境変化を実体験することができた

⑤他都府県から派遣されてきた保健師やDMAT、JRAT、NPO関係団体等にDWAT活動が認知されたことにより、医療・保健分野からの信頼感が高まった

⑥他都府県においても、DWATの組成や構築の期待・要望が高まった

〔課題〕

①今回の取組を踏まえ、岡山県として精度の高いDWATの構築を進めていく

②県外DWATを受け入れる体制、受援体制の構築や体制・準備を整えていく

③派遣事務局としての体制を整備しておく

さいごに

・DWAT活動並びにつどいの場の活動支援については、岡山県社会福祉協議会をプラットフォームに、災害福祉支援（要配慮者支援）という課題に対して、県下の経営協・老施協・障施協・保護協等の種別協議会、社会福祉士会や介護福祉士会、介護支援専門員協会・精神保健福祉士協会等の職能団体、病院や医療ソーシャルワーカー協会、福祉・医療関係機関・団体からの職員派遣・応援派遣があったからこそ実現できた活動でした。

・この活動は、高齢・障害・児童といった分野や組織の壁を越え、災害福祉支援という共通課題に対して、福祉・医療関係者が横の連携で対応したモデル事例のひとつになったといえます。

ご協力いただきましたすべての関係者に心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

・被災地では、今現在も避難所や仮設住宅、みなし仮設住宅で生活されている方々が多数います。今後も地元倉敷市を中心とした見守り・相談支援体制において、福祉・医療関係者の参画は必要となりますので、引き続きご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

参考資料９

事　務　連　絡
平成 30 年 10 月 19 日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成 30 年７月豪雨、平成 30 年台風 21・24 号、平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添１の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添２のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

（別添１）

点検対象施設

１．高齢者関係施設
（１）老人短期入所施設
（２）養護老人ホーム
（３）特別養護老人ホーム
（４）軽費老人ホーム
（５）認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
（６）生活支援ハウス
（７）介護老人保健施設
（８）介護医療院
（９）小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(11) 有料老人ホーム
(12) サービス付高齢者向け住宅

２．障害児者関係施設
（１）障害者支援施設
（２）福祉型障害児入所施設
（３）医療型障害児入所施設
（４）共同生活援助事業所（グループホーム）
（５）短期入所事業所
（６）療養介護事業所
（７）宿泊型自立訓練事業所

３．児童関係施設
（１）助産施設
（２）乳児院
（３）母子生活支援施設
（４）児童養護施設
（５）児童心理治療施設
（６）児童自立支援施設
（７）児童自立生活援助事業所
（８）小規模住居型児童養育事業所
（９）婦人保護施設
(10) 婦人相談所一時保護施設
(11) 児童相談所一時保護施設
(12) 保育所・認定こども園

(13) 小規模保育事業所
(14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第３４条の１５第２項に基づき認可を受けたものに限る）
(15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

４．その他施設
（１）救護施設
（２）更生施設
（３）宿所提供施設

（別添２）

社会福祉施設等における点検項目（例）

１．停電に備えた点検

＜非常用自家発電機関係＞
① 非常用自家発電機が有る場合
・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。
② 非常用自家発電機が無い場合
・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

＜電灯（照明）関係＞
・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

＜防寒関係＞
・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

＜介護機器・器具関係＞
・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

２．断水に備えた点検

＜生活用水関係＞
・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。
（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

（注）入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

＜飲料水関係＞

・飲料水の備蓄をしているか。

（注）災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

＜汚水・下水関係＞

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

３．ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

（注）比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

４．通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

（注）緊急時に想定している通信手段の使用方法等を予め確認しておくこと。

５．物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに１日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

（注）消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

（注）利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

（注）備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

６．その他留意事項

・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限３日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。

・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。

・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該 BCP を踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。

・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成 30 年５月 31 日付け社援発 0531 第１号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

参考資料10

1．受審数等の状況（総括表）

（1）都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	都道府県別累計実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	264
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	228
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	254
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	124
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	70
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	50
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	109
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	70
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	194
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	115
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	393
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	772
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	30,064
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	2,438
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	199
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	88
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	216
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	77
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	67
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	338
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	221
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	429
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	1,028
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	217
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	77
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	2,742
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	982
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	724
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	40
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	60
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	331
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	53
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	78
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	204
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	244
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	50
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	61
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	208
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	35
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	191
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	40
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	161
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	428
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	160
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	56
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	148
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	58
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	45,156

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外
※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

1. 受審数等の状況（総括表）
(2)主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	平成29年度受審数	全国施設数※1	受審率	平成29年度迄の累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	501	7,891	6.35%	5,867
	養護老人ホーム	40	959	4.17%	545
	軽費老人ホーム	36	2,302	1.56%	425
	訪問介護	80	35,311	0.23%	1,136
	通所介護	221	23,597	0.94%	2,826
	小規模多機能居宅介護	78	5,342	1.46%	830
	認知症対応型共同生活介護	472	13,346	3.54%	4,680
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	0	23,074	0.00%	18
	生活介護	163	7,275	2.24%	931
	自立訓練（機能訓練）	3	428	0.70%	11
	自立訓練（生活訓練）	11	1,374	0.80%	54
	就労移行支援	31	3,471	0.89%	127
	就労継続支援（A型）	17	3,776	0.45%	85
	就労継続支援（B型）	202	11,041	1.83%	1,092
	共同生活援助	63	7,590	0.83%	238
	障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	189	2,549	7.41%	1,187
	多機能型	154	—	—	784
児童	保育所	1,518	23,524	6.45%	12,590
	幼保連携型認定こども園	78	4,409	1.77%	102
	地域型保育事業	0	3,719	0.00%	9
	その他保育事業	238	—	—	775
	児童養護施設 ※3	372	615	60.49%	1,959
	乳児院 ※3	73	138	52.90%	375
	児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）※3	22	46	47.83%	91
	児童自立支援施設 ※3	41	58	70.69%	125
	母子生活支援施設 ※3	141	232	60.78%	656
	自立援助ホーム ※3	11	143	7.69%	55
	ファミリーホーム ※3	2	313	0.64%	2
	児童館	2	4,541	0.04%	35
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	18	528	3.41%	63
	医療型児童発達支援センター	6	99	6.06%	27
	児童発達支援事業	11	4,984	0.22%	35
	放課後等デイサービス	19	11,301	0.17%	41
	障害児多機能型	16	—	—	30
	障害児入所施設（福祉型）	21	263	7.98%	85
	障害児入所施設（医療型）	13	212	6.13%	48
厚生	婦人保護施設	5	46	10.87%	70
	救護施設	24	186	12.90%	248
他	その他 ※4	406			5,062
	合計	5,298			45,156

※1 全国施設数は、
「平成29年社会福祉施設等調査報告」（平成29年10月1日現在）、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」（平成29年10月1日現在）、
「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日現在）」における保育所数、「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」、
「認定こども園に関する状況について（平成30年4月1日現在）」における幼保連携型認定こども園数、
「社会的養育の推進に向けて（平成29年12月）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した
※2 平成24年度までの施設・サービス種別
※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計
※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

2. 主な施設・サービス別の受審数等の状況

	区分		サービス種別	第三者評価の対象サービス	使用している基準		H29年度受審数	内訳		備考
					全国版ガイドライン基準	独自基準		初回受審（H23～29年度）	2回目以上受審（H23～29年度）	
1	高齢者		特別養護老人ホーム	47	20	27	501	81	420	
2			養護老人ホーム	44	20	24	40	2	38	
3			軽費老人ホーム	43	20	23	36	10	26	
4			訪問介護	41	19	22	80	28	52	
5			通所介護	43	19	24	221	44	177	
6			短期入所生活介護	26	15	11	72	10	62	
7			福祉用具貸与	19	10	9	2	2	0	
8			小規模多機能型居宅介護	18	11	6	78	13	65	
9			認知症対応型共同生活介護	17	11	5	472	43	429	
10		高齢者・その他		22	11	11	250	100	150	
			「高齢者・その他」のサービス種別名：							
	小計						1,752	333	1,419	
11	障害者		居宅介護	33	20	13	0	0	0	
12			生活介護	42	23	19	163	47	116	
13			自立訓練（機能訓練）	40	22	18	3	1	2	
14			自立訓練（生活訓練）	40	22	18	11	4	7	
15			就労移行支援	41	23	18	31	11	20	
16			就労継続支援（A型）	40	22	18	17	7	10	
17			就労継続支援（B型）	43	24	19	202	44	158	
18			共同生活援助	39	21	18	63	37	26	
19			障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	46	23	23	189	45	144	
20			多機能型	37	20	17	154	38	116	
21		障害者・その他		19	10	9	63	23	40	
			「障害者・その他」のサービス種別名：							
	小計						896	257	639	
22	児童（障害児含む）	保育事業	保育所	47	21	26	1,518	675	843	
23			幼保連携型認定こども園	26	12	14	78	71	7	
24			地域型保育事業	22	11	11	0	0	0	
25			その他保育事業	19	9	10	238	31	207	東京都認証保育所
26		社会的養護	児童養護施設 ※	47	45	2	65	0	65	
27			乳児院 ※	47	45	2	11	0	11	
28			児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）※	40	40	0	1	1	0	
29			児童自立支援施設 ※	46	45	1	3	0	3	
30			母子生活支援施設 ※	47	45	2	28	0	28	
31			自立援助ホーム ※	26	22	4	11	1	10	
32			ファミリーホーム ※	22	20	2	0	0	0	
33			児童館	26	16	10	2	2	0	
34		障害児支援	児童発達支援センター	34	17	17	18	7	11	
35			医療型児童発達支援センター	32	16	16	6	1	5	
36			児童発達支援事業	31	17	14	11	5	6	
37			放課後等デイサービス	32	17	15	19	14	5	
38			障害児多機能型	31	18	13	16	9	7	
39			障害児入所施設（福祉型）	42	21	21	21	5	16	
40			障害児入所施設（医療型）	39	20	19	13	2	11	
41			その他障害児支援	13	8	5	0	0	0	
			「その他障害児支援」のサービス種別名：							
42		児童・その他		9	5	4	4	4	0	
			「児童・その他」のサービス種別名：							
	小計						2,063	828	1,235	
43	その他のサービス		婦人保護施設	27	20	7	5	0	5	
44		保護施設	救護施設	33	18	15	24	5	19	
45			更生施設	14	11	3	10	0	10	
46			授産施設	14	11	3	0	0	0	
47			宿所提供施設	13	10	3	5	0	5	
48		その他の施設・サービス		8	7	1	0	0	0	
			「その他のサービス・その他」種別名：							
	小計						44	5	39	
	計			47都道府県			4,755	1,423	3,332	

※社会的養護関係施設の受審数については、全国推進組織が認証する評価機関が実施した543件は含めず、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみを集計

3. 受審数等の状況（都道府県集計）

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人（会社）	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	6
2	青森県	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
3	岩手県	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	15
4	宮城県	0	5	5	0	9	0	0	0	0	1	20
5	秋田県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
6	山形県	0	5	0	0	0	0	0	1	0	2	8
7	福島県	1	8	0	0	4	0	0	0	0	1	14
8	茨城県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
9	栃木県	4	17	2	0	0	0	0	0	0	0	23
10	群馬県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6
11	埼玉県	15	9	0	0	13	0	0	1	0	0	38
12	千葉県	7	70	0	1	27	2	0	3	0	1	111
13	東京都	217	1,724	13	69	852	170	3	42	8	93	3,191
14	神奈川県	24	191	0	0	129	13	0	2	0	4	363
15	新潟県	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	26
16	富山県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
17	石川県	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
18	福井県	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	12
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	18	29	0	0	0	0	0	0	1	2	50
21	岐阜県	6	18	0	1	3	1	0	0	0	0	29
22	静岡県	11	17	0	0	0	0	0	0	0	2	30
23	愛知県	15	59	1	0	23	0	0	0	0	2	100
24	三重県	2	18	3	1	1	0	0	0	0	0	25
25	滋賀県	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1	9
26	京都府	6	128	18	28	34	6	0	9	1	1	231
27	大阪府	2	71	0	0	14	2	0	0	0	1	90
28	兵庫県	3	76	4	0	3	1	0	0	0	1	88
29	奈良県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
30	和歌山県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
31	鳥取県	2	36	0	5	0	0	0	0	0	1	44
32	島根県	0	17	0	0	0	0	0	1	0	0	18
33	岡山県	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14
34	広島県	3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	24
35	山口県	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
36	徳島県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
37	香川県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
38	愛媛県	20	12	0	0	0	0	0	0	0	5	37
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	2	7	0	0	2	0	0	0	0	0	11
41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	12
43	熊本県	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30
44	大分県	1	11	0	0	1	0	0	0	0	0	13
45	宮崎県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
46	鹿児島県	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
47	沖縄県	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
全国合計受審数		376	2,719	47	105	1,121	196	4	59	10	118	4,755

※1「社会福祉協議会」以外
※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の543件は含まない